

令和5年 第1回定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和5年3月 2日 開会

令和5年3月17日 閉会

美 深 町 議 会

令和5年第1回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和5年3月2日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第2号乃至議案第8号の提案説明（予算編成方針説明）
- 第 5 予算特別委員会の設置
- 第 6 発議第1号の提案説明
- 第 7 発議第2号の提案説明
- 第 8 報告第1号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第 9 休会日の決定

◎出席議員（10名）

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 番 名 取 明 美 君 | 2 番 田 中 真 奈 美 君 |
| 3 番 和 田 健 君 | 4 番 欠 員 |
| 5 番 岩 崎 泰 好 君 | 6 番 藤 原 芳 幸 君 |
| 7 番 小 口 英 治 君 | 8 番 中 野 勇 治 君 |
| 9 番 荒 川 賢 一 君 | 10 番 齊 藤 和 信 君 |
| 11 番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	桜木健一君
保健福祉課長	中江勝規君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	建設水道課上席主幹	竹田哲君
会計管理者	後藤裕幸君	総務グループ主幹	小林一仙君
企画グループ主幹	小野勇二君	生活環境グループ主幹	内山徹君
税務グループ主幹	中林秀文君	保健福祉グループ主幹	和田政則君
農業グループ主幹	前田直久君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長職務代理者	安喰俊博君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	元岡友之君	教育グループ主幹	前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	望月清貴君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	望月清貴君	事務局副主幹	丹伊田和博君
------	-------	--------	--------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。

只今の出席議員は10名全員出席です。

定足数に達していますので令和5年 第1回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議記録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において10番 齊藤議員、1番 名取議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から31日までの30日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から31日までの30日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告を致します。

まず、閉会中の議長の動向及び各委員会の活動等につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。日本全体で解決すべき問題として普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全保障を求める陳情について。他、1件は議会側議案に写しを添付しています。次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から令和5年2月実施例月出納検査報告書。令和4年度後期定期監査報告書。令和4年度後期財政援助団体等監査報告書の3件です。次に、本定例会の議案について申し上げます。長側提出のものは新年度予算7件。条例の制定2件。条例の一部改正1件。預託金及び融資限度額1件。補正予

算 2 件。合計 13 件です。議会側提出のものは委員会報告 1 件。条例の一部改正発議 1 件。条例の制定発議 1 件です。次に、説明員については一覧表を配布しています。最後に新型コロナウイルス感染予防対策として会期中は議場内換気のため一部ドアを開放し空間除菌脱臭機を設置します。また傍聴席においてマスクの着用、座席を空けて座ることにご協力をお願いしています。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 2 号乃至議案第 8 号の提案説明（予算編成方針説明）

○議長（南 和博君） 次、日程第 4 議案第 2 号 令和 5 年度美深町一般会計予算乃至議案第 8 号 令和 5 年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの各会計予算を一括議題とします。この際、令和 5 年度予算編成方針について町長から発言を求められておりますので、これを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 令和 5 年度 第 1 回定例会の開会にあたりまして予算編成方針を申し上げます。平成 19 年から町政を担当し町民、議会の皆様のご支援、ご協力により早いもので 4 期 16 年が過ぎようとしています。この間、町政推進のテーマとして掲げた町民と共に歩み、信頼する、信頼されるまちづくりを目指し、自治会をはじめ各関係機関や議会の皆様とともに町政に取り組んでまいりました。16 年間を振り返りますと、人口減少抑制対策をはじめ、地方創生、基幹産業を中心に地域産業の振興など社会情勢、社会経済環境の変化に対応しつつ町の持続的な発展を目指して必要な施策を取り組んで参りました。農業、林業並びに商工業においては経営の安定と向上、地域産業の活性化のための各種支援、振興施策や担い手支援策により地域経済の持続・発展を目指して取り組んで参ったところであります。教育においては長く議論を重ねた学校給食の実施、各小中学校の校舎の建替えも完了し、子どもたちの心身の健全な発達の支えとなっているわけであります。このほか、第三セクターの経営統合による経営体制の整備、チョウザメ飼育研究施設や公営住宅などの施設整備、きめ細やかな保健・予防活動の実施や地域医療体制の充実、光ファイバー網と防災情報端末機の整備、自治会等の地域コミュニティ支援、新型コロナウイルス感染症の対策など、誰もが安心して快適に暮らすことが出来るまちを目指し美深町総合計画に基づき重点的な事業を着実に進めてきたところであります。令和 5 年度の予算の歳入におきましては、自主財源の根幹となる町税は前年並み、地方交付税は前年同額を見込んでおるわけでございます。依然として財源の大半を地方交付税に依存している状況には変わりはなく、財政運営は厳しい状況となっております。本年度は町長選挙の年でありますので、義務的経費や継続事業を主体とした骨格予算として編成しておりますけれども、

これまでと同様将来のあるべきまちの姿を定めた第6次総合計画の着実な達成に向けて意を配したところであります。令和5年度の各会計予算額は一般会計は丁度48億円。前年度対比94.9%、2億5,670万円の減となっているわけであります。国民健康保険特別会計は前年度対比92.3%の5億6,680万円で4,740万円の減であります。後期高齢者医療保険特別会計は前年度対比94.1%の8,280万円で520万円の減であります。介護保険特別会計は前年度対比101.8%の6億590万円で1,090万円の増であります。北部簡易水道事業特別会計は前年度対比74.1%の1,720万円で600万円の減であります。下水道事業特別会計は前年度対比96.6%の2億2,790万円で810万円の減であります。中央簡易水道事業会計は前年度対比95.8%の1億3,316万7千円で、589万8千円の減であります。7会計の当初予算総額は、64億3,376万7千円となり令和4年度当初予算対比として4.7%の減となっております。以下、第6次の総合計画に基づいて5つのまちづくりの目標に沿って予算編成の考え方を説明いたします。はじめに、人と自然が調和する快適で安全なまちづくりでありますけれども、1つとして環境保全・環境衛生の推進について申し上げますけれども、美しい自然環境の保全と快適で住みよい環境づくりを目指し、環境と調和した循環型社会の形成とゼロカーボンの推進に取り組んで参ります。有害鳥獣対策では、鳥獣被害対策実施隊の活動を中心にエゾシカ、ヒグマ、アライグマ等の捕獲対策を推進し、人的被害や農作物等の被害の軽減・抑止に努めるとともに、駆除従事者の育成を支援して参ります。ごみ処理関係では、3R、言ってみればリデュース、リユース、リサイクルの運動を推進し、天然資源の枯渇や廃棄物の増加を食い止め、環境負荷の少ない循環型社会を目指すものであります。北部簡易水道事業特別会計についてでありますけれども、北部簡易水道事業特別会計は公営企業会計適用に向けた財務適用例規整備業務並びに、恩根内浄水場機械設備等更新工事などを実施いたしますけれども、工事請負費等の減少によって前年度比25.9%減の予算となっております。給水戸数の減少や離農等により、水道使用量は減少傾向となっておりますけれども、効率的な運営による安定した水の供給に努めるとともに、公営企業会計適用に向けた準備を進めて参ります。下水道事業特別会計についてでありますけれども、下水道事業特別会計は、引き続き公共下水道長寿命化計画に基づく機械設備等の改修工事並びに公営企業会計適用に向けた財務適用例規整備業務を実施いたしますけれども、公債費における元利償還金の減少により前年度対比3.4%減の予算となっております。公共下水道施設、個別排水処理施設の維持管理業務委託を継続し、環境・公衆衛生の充実と向上に努めるとともに、公営企業会計適用に向けた準備を進めて参るところであります。中央簡易水道事業会計についてでありますけれども、量水器の取替工事、

計画的な消火栓の更新工事、更に北部簡易水道との統合に向けて簡易水道事業変更届書作成業務を実施いたしますけれども、工事請負費などの減少により前年度対比4.2%減の予算となっているわけであります。使用水量、給水人口の減少に伴い、給水収益が減少傾向にあることから経費の節減とともに施設の維持管理に留意しながら安定した水の供給に努めて参るわけであります。次に、道路・交通網等の整備についてでありますけれども、住民の生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進する重要な基盤であります。町道については、円滑な交通と安全性の向上を図るため、橋りょう長寿命化事業及び路面・区画線の補修を行うとともに、北1丁目道路のほか、1路線の道路整備を実施いたすわけであります。除排雪については、民間委託を継続し、近年増えている大雪に対応するなど冬期間の交通網の確保と地域経済の活性化を図って参ります。公共交通機関は、高齢者などの交通弱者や学生などにとって生活に必要な不可欠な移動手段でもあります。仁宇布線デマンドバス、恩根内線路線バス、市街地フレンドバス、デマンド型乗合タクシーを継続し、生活に必要な公共交通体制の確保に努めて参るわけであります。宗谷本線の維持を含む鉄道に関する課題については、持続可能な交通体系となるよう引き続き北海道や宗谷本線活性化推進協議会、上川地方総合開発期成会などとの関係団体と連携し、利用促進を図る取組を推進するとともに、利便性の確保に努めて参ります。次に住宅の整備について申し上げますけれども、住宅の整備は長寿命化計画に基づく西団地公営住宅建替工事が本年度をもって完了となります。このほか、新たにひまわり団地公営住宅改修工事を実施し、安全・安心な住環境の整備を進めて参るところであります。土地の有効利用について、申し上げますけれども住民の生活に安らぎや潤いを与える公園の施設修繕を行い、自然環境と調和したまちなみの保全と快適で機能性の高い市街地整備を推進するわけであります。消防体制の充実について申し上げますけれども、地域における安全・安心の確保のため広域応援体制を含めた組織力と機動力を最大限に発揮し、あらゆる災害へ迅速・的確に対処できる消防体制の充実に努めるわけであります。消防団は、消防団員の加入促進と確保及び活性化を図り、関係機関との連携に努めて参ります。また有事において通信連絡手段を確実に確保するため、消防救急デジタル無線の機器更新を行い、災害対応に万全の態勢を備えて参ります。火災予防は立ち入り検査による違反是正の徹底、住宅用火災警報機の設置促進と、維持管理の啓発活動を継続致します。警防救急業務では水難事故に備え、水難救助装備を更新するとともに、緊急通報システム端末機の更新、救急隊員として必要な講習を受講し、救急隊全体の技術向上に努めて参るわけであります。防災体制の充実について申し上げますけれども、大規模災害発生時において住民の生命や財産を守るため、防災資機材や災害用備蓄品の整備を進めるほか、美深町地域防災計画に基づき防災意識の高揚や防災知識の

普及に努めて参ります。また住民参加型の実践的な防災訓練実施のほか、気象情報、災害情報等の収集、伝達、避難・被害状況の早期把握などの危機管理を充実し、防災体制の強化に努めて参ります。交通安全・防災対策の推進について申し上げますけれども、住民の誰もが交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、年齢層に応じた交通安全教育等の実施により交通安全知識の意識の高揚を図るとともに、街灯やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を推進いたします。昨年に引き続き、美深町地域安全推進協議会を通じて高齢者ドライバー等の運転免許証返納のきっかけづくりとして運転免許証返納支援事業に取り組んで参ります。また近年増加している特殊詐欺の被害者を出さないよう、引き続き関係機関、団体等と連携を取りながら広報・啓発活動や情報提供を通じて住民の防犯意識の高揚を図って参ります。情報化の推進について申し上げますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会全体のデジタル化を進めることの重要性が改めて認識されたところでもあります。情報基盤施設の適切な管理及び防災情報アプリの利活用促進により災害情報等の伝達体制を強化するとともに、暮らしに役立つ多様な情報の共有による生活の質の向上と地域経済の活性化を推進いたします。各種情報を安全かつ円滑に提供するため堅牢な情報セキュリティ対策を維持し、個人情報の適正な取扱いに努めて参ります。消費生活対策の推進について申し上げますけれども、近年多様化・巧妙化する特殊詐欺や悪質な訪問販売から消費者を守るため、防災情報端末機を活用し迅速・丁寧な情報提供や、広報誌による啓発活動を推進するとともに、広域で行う消費生活相談事業の充実を図って参ります。次に、地域産業の新たな飛躍へ挑戦するまちについて申し上げますけれども、まず農業の振興について申し上げます。農業を取り巻く環境は担い手の減少や経営者の高齢化、生産資材や肥料・飼料価格の高騰、さらには国際的な情勢や、水田活用の直接支払交付金をはじめとした農政を巡る政策の見直しなど、めまぐるしく変化している今日この頃でもあります。将来にわたって美深の農業が持続的に発展できるよう、引き続き担い手の育成・確保や農畜産物の生産振興など個別の課題に対応した諸施策を推進して参ります。まず担い手の育成・確保でありますけれども、持続的に発展する美深の農業を推進するために最も重要な課題でもあるわけであります。新規就農希望者の受入れや農業後継者への支援、農業経営継承組織の活動に対して国や北海道と連携して引き続き支援して参るわけであります。また次世代を担う農業者に対する学習の場として引き続き農業支援塾を町内外の農業関係機関と連携して運営を致すわけであります。農業後継者のパートナー対策については、農業後継者育成推進協議会が中心となり婚活交流会などの出会いの場づくりを推進いたすわけであります。環境保全と多様性を高める農業の推進について申し上げますけれども、気候変動による食料生産の不安定化や、様々な国際情勢による生産資材の価格

高騰が農業経営に大きな打撃を与えております。このため輸入依存の脱却や食品原材料の国産化、化学肥料の低減や省エネ技術の導入など食料安全保障の強化を実現していくことが求められているわけでございます。土壌診断や堆肥分析に基づく土づくりをはじめ有機物を活用した地域資源循環型のクリーン農業の推進や廃プラスチック対策への支援など継続し、安全・安心で高品質な農畜産物の生産と環境に配慮した取組を推進いたします。あわせて地域の共同活動として取り組む農村環境・地域資源の保全活動等に対して支援を行って参りたいと思います。経営基盤の安定化について申し上げますけれども、生産条件の不利益な地域における農業生産活動の継続を目的とした中山間地域の支援のほか、家畜の伝染病発生予防やまん延防止措置を講ずるため、家畜防疫対策推進事業に対する支援を継続致します。農産物生産基礎となる土地基盤整備については、北海道と連携して道営農業農村整備事業を継続して実施いたします。生産性向上と魅力ある農業の推進について申し上げますけれども、水稲・畑作については環境保全型農業直接支援交付金事業に継続して支援するとともに、経営所得安定対策についても引き続き実施して参るわけでありまして、酪農・畜産については、飼料確保対策として草地畜産基盤整備事業を活用し良質な粗飼料の確保と自給率の向上を図って参ります。また酪農ヘルパー事業に対しまして引き続き支援するとともに、恩根内放牧場の飼養管理施設補修と給水施設の長寿命化を図って参りたいと考えてございます。農業振興センターでは効果的な土づくりや新たな作物の導入、新たな生産技術の検討などについて農業者や農業関係機関と連携して取組を進めて参ります。また各種農業情報の提供や6次産業化への支援も継続して参ります。農用地の有効利用についてでございますけれども、優良農地を守り農業生産力を維持するとともに効率的な土地利用を図るため農用地利用改善団体を中心に基盤強化促進法に基づく担い手への農地集積を進めて参ります。また農地中間管理機構の事業を活用しながら利用集積を推進し、農地の有効活用と遊休農地の発生防止に努めて参ります。林業の振興について申し上げますけれども、林業については各団体と連携して担い手対策に取り組むほか、民有林活性化推進事業による支援を柱とした持続的な林産業振興を推進いたします。美深町森林整備計画に基づいて森林の持つ多面的な機能である洪水・土砂流出防止など公益的機能の発揮を目指した森づくりを推進して参りたいと考えております。森林認証を取得した町有林においては、森林管理に欠かせない作業路保全や野そ駆除を行い、認証材の品質向上を目指すとともに利用促進を図って参ります。3年目となるJクレジットは協定を結んでいる株式会社SUBARUへ販売したほか、国内航空会社や自動車保険会社のカーボンオフセットに運用されたと聞いております。引き続き事業者の積極的なカーボンニュートラルの取組について支援して参りたいと考えてございます。商工業の振興について申し上げますけれども、本町に

おける商工業は人口減少や新型コロナウイルス感染症による消費動向の変化など様々な要因により依然として厳しい経営環境にあるわけであります。商工業者の経営安定化を図るため、引き続き商工会事業への支援と中小企業への資金調達を支援するとともに、担い手育成・人材育成や新規開業、事業承継などの創業支援を推進して参ります。また新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格・物価高騰による不安定な社会経済情勢の先行きは不透明ですが、国や北海道の支援対策事業なども活用しながら状況に応じた対策を講じて参ります。観光の振興について申し上げますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による観光需要の落ち込みは回復の兆しが見え始めておりますけれども、観光協会を中心に地域の特徴ある資源を活かした観光商品づくりや広域での取組を推進して参るわけであります。観光協会事業はウィズコロナ・アフターコロナ時代を迎え、感染対策を図りつつ、ふるさとまつりや体験型観光の実施をはじめ、道北地域の特色ある資源を生かした事業展開が図られるよう事業運営に必要な支援をし、観光の振興を図って参ります。道北観光の拠点施設であるびふかアイランドについては、キャンプ場施設をはじめ、びふか温泉や道の駅など観光客の受入れ施設として重要な役割を担っているわけであります。今後も町内外から親しまれる施設であり続けるよう適切な維持管理に努めて参ります。仁宇布地区を中心とする本町の観光推進の一翼を担うトロッコ王国美深に対しましては、引き続き観光客誘致と安全運行、さらには松山湿原などの個性的な地域資源を活かした取り組みに必要な支援を行います。新たな産業の振興について申し上げますけれども、新たな産業として推進しているチョウザメ産業については、飼育環境、飼育技術とも向上しているわけであります。今後、飼育数が増加するため効率の良い管理と経費の抑制を目標とし、飼育管理の委託先と連携して魚肉やキャビアの品質向上を図るとともに、販売先や販売方法について、より具体的な検討を進めて参ります。また、北海道大学や水産試験場、さらには民間AI関連事業者との新たな連携によりさらなる技術の確立と効率的な養殖技術の構築を図るべく調査研究事業を推進して参るところであります。就労対策・勤労者福祉の充実について申し上げますけれども、就労対策については事業者における就労機会を確保するため、小規模事業者の新規雇用に対する経費や研修費用の支援による雇用を促進し、事業経営に必要な人材の確保と育成を図って参ります。また求職者の就職活動を支援するため、引き続き職業訓練や資格取得に対する費用の助成を行ってまいります。さらに、事業所における各種共済制度の加入促進に対する支援を行い、労働者の福祉の向上を推進して参りたいと考えております。次に、次代を生き抜く力と豊かな心を育むまちについて申し上げます。まず教育の振興についてでありますけれども、社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、次代を担う子どもたちは確かな学力、豊かな心を育むことが求められており、自ら考え行

動ができ、協力し助け合いながら生きる力を身に付けることが重要だと示されているわけであります。このため、家庭、学校、地域が一体となり美深の子どもを育むとともに町民一人ひとりが心豊かで健やかな生活を送られるよう各世代における学びの場の確保を図り教育行政の推進に努めて参ります。幼児教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期でもあります。幼児センターにおいては幼児一人ひとりの特性に応じた質の高い教育と保育を推進して参りたいと考えてございます。学校教育では子どもたちの個性や創造性、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、故郷を思う心やたくましく生き抜く力を育てる教育活動を推進して参ります。開校120年を迎える美深小学校の体育館非構造部材耐震化工事に取り組むとともに、子どもたちが安心して学ぶことが出来るよう学校教育施設の適切な維持管理に努めて参ります。学校給食については、引き続き徹底した衛生管理のもと安全・安心で地元食材も活かしたおいしい給食の提供に努めて参りたいと考えております。高等学校教育では、美深高等学校教育振興協議会、美深高等養護学校協力会を通じて、学習環境の充実や魅力ある学校づくりの支援を継続して参りたいと考えております。子育て支援については、幼児センターにおける保育サービス、子育て支援室での相談支援や未就園児への遊びの場の提供、放課後児童クラブや子ども教室での居場所づくり、学校給食費の負担軽減とともに子どもたちのスポーツ、文化活動に対する活動支援にも継続して取り組んで参ります。社会教育では心豊かに生きがいのある暮らしが出来るよう、開館25周年を迎える文化会館COM100を拠点として、多様な学習機会の場の提供と充実に努めるとともに、町民の主体的な活動の推進を図るため、指導者の養成、リーダーの発掘・育成に努めて参りたいと考えております。また青少年の健全育成では、関係団体と連携し子どもの安全を守る活動を推進して参ります。芸術・文化活動の推進では文化団体の支援継続と優れた芸術・文化に触れる機会の提供に取り組みます。また、まちの歴史資料の収集と保存、展示に努め歴史や文化の伝承を図って参ります。スポーツ活動の推進では町民がスポーツを気軽に楽しめるよう、スポーツ施設の維持管理に努めて参ります。また5月に本町で開催される全道ジュニアトランポリン競技大会をはじめ、各種教室や大会開催等への支援とともに関係各団体と連携し、各種大会や合宿誘致に取り組むなど、スポーツによるまちづくりの推進に努めて参りたいと考えております。次に、健やかに安心して暮らせるまちについて申し上げますけれども、健康づくり・医療の充実について申し上げますけれども、町民一人一人が健康づくりの意識を高め、心身ともに健康で安心して暮らすことが出来るよう、健康づくり講演会や出前講座、各種教室の開催など各団体と協力連携を図りながら町民の健康づくりを促進するとともに、各種健診の実施により、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・治療に結び付け、町民の健康維持・増進に努めて参りたいと

考えております。美深厚生病院は、救急医療、入院治療のほか、特定健診などの予防活動や予防接種を担う拠点病院でもあります。令和5年度新たに医師の増員が予定されており、診療体制が強化されますので、運営支援を継続して地域医療体制の充実を図って参りたいと考えております。あわせて開業医の誘致について取り組んで参るわけであり、新型コロナウイルス感染症については国・道の方針に基づき感染予防と拡大防止に継続して取り組んで参るわけであり、子育て環境の充実について申し上げますけれども、地域で安心して子どもを産み育てられるよう妊娠から出産・育児まで、切れ目のない子育て支援を推進するため、子育て世代包括支援センター事業を通して支援の充実を図って参ります。また保健・医療・福祉・教育分野の様々な関係機関と連携した包括的な子育て支援を目指し、要保護児童への支援を含め、地域全体で子育てを支援する体制の構築に向けた環境づくりを推進いたして参ります。乳幼児やひとり親家庭等における医療費助成等を継続し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図って参ります。高齢者支援の充実について申し上げますけれども、高齢者の方々が生きがいを持ち安心して健やかに暮らせるよう第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき各種の社会参加と生きがいづくりの取組に対して支援を継続するとともに、介護予防の普及・推進と地域で見守る体制の構築を進めて参ります。また社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携により、介護保険制度と併せた生活支援サービスの充実を努め、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供できるよう地域包括ケアシステムの構築に努めて参りたいと考えております。障がい者支援の充実について申し上げますけれども、障がい者支援では介護・訓練等の給付、相談支援をはじめとする地域支援事業などの障がい者福祉サービス、医療費助成などを継続し、福祉の増進を図って参ります。また最終年度となる第6期障がい者福祉計画に基づき、各関係機関との連携・協力による障がい者の方々が地域で安心して生活できる環境づくりに努めて参りたいと考えております。地域福祉の充実について申し上げますけれども、すべての人々にとって暮らしやすい地域社会の実現をめざすため、地域福祉における重要な役割を担う関係機関との連携強化を図り、人材の育成・確保など、福祉団体への支援を継続するとともに、町民一人一人が福祉に関心を持ち、互いに支え合う地域社会づくりを推進して参ります。社会保障の充実について申し上げますけれども、すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができるよう、国民健康保険制度、介護保険制度、後期高齢者医療保険制度の円滑な運営と、国民年金制度や生活保護制度の周知・啓発、相談体制の充実を努めて参りたいと考えておるわけであり、国民健康保険特別会計について申し上げますけれども、加入者数は被保険者数、世帯数とも減少を見込んでおり、これに伴い医療費・高額医療費についても減少傾向となっているわけでありま

すけれども、更に国が提供する事務処理標準システムの導入が完了したことから、前年度対比7.7%減の予算計上をしているわけであります。特定健診及び特定保健指導の推進により生活習慣の改善を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療を促進し医療費の抑制に努め、引き続き安定した制度として持続できるよう財政運営責任主体である北海道と連携して事業の推進に努めて参りたいと考えておるわけであります。後期高齢者医療保険特別会計についてでありますけれども、後期高齢者医療保険特別会計は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者保険料とその保険料の徴収、給付等に係る費用として前年度対比5.9%減の予算を計上しているわけであります。引き続き保険料の完納と充実した窓口サービスの提供に努めて参りたいと考えております。介護保険特別会計についてでありますけれども、第8期事業計画の最終年度にあたりますが、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどの保険給付費と地域支援事業費の推計から前年度予算対比で1.8%増となっております。介護予防事業を推進するとともに介護が必要になってもできる限り住みなれた地域で暮らすことができるよう、地域における適切なサービスの提供に努めて参りたいと考えております。また認知症施策総合推進事業や在宅医療と介護の連携推進事業を継続し、地域包括ケアシステムの充実に向け、引き続き関係機関と連携し、事業の推進に努めて参ります。最後に、みんなでつくる自立したまちについて申し上げるわけでありますけれども、まず住民参画のまちづくりの推進についてでありますけれども、コロナ禍の影響で一時は住民が集まる機会が減少しましたが、地域のコミュニティ活動も徐々に回復傾向にあります。引き続き感染防止対策に配慮しながら積極的な参加による自治会活動を図れるよう支援して参りたいと考えております。住民の積極的な参加による地域活動の推進のため活動の拠点となるコミュニティセンターの適切な維持管理に努めて参ります。男女共同参画の推進については性別に関係なく、意欲に応じて職場や地域などあらゆる分野において活躍ができる社会の実現を目指し、継続した啓発活動を推進いたします。行政情報の効果的な発信については広報モニターの意見などを参考に内容の充実に努めながら毎月発行の町広報誌及び防災情報端末機、町ホームページの活用を図るとともにまちづくり推進町民会議など状況に応じて様々な機会を設けて広聴活動を推進して参りたいと考えております。関係人口の創出について申し上げますけれども、コロナ禍による積極的な受け入れが難しい状況が続きましたが、今後は移住体験の推進や移住フェアの活用など相談体制の充実を図るとともに、観光と連携したワーケーションなどの受け入れについて推進を致したく思っております。また地域おこし協力隊の制度を積極的に活用して様々な分野で人材を受け入れ、地域の活力維持と強化に取り組みながら移住・定住を推進いたしたく考えております。姉妹町である福岡添田町との交流や、東京美深会・札幌

美深会の交流については、定期的な情報交換を図るとともに、交流事業を実施して参りたいと思っております。株式会社SUBARUや、群馬県太田市などとのこれまで築いてきた文化的・経済的な交流を大切にしながら、継続した取組が推進できますように心がけて参りたいと思っております。さらに北海道大学大学院水産科学研究院との連携協定に基づき、美深町をフィールドとした学生の実習受入れについても継続して取り組んで参りたいと考えております。行政経営の充実についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の歳入・歳出両面における影響や、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加、公共施設等の老朽化による施設の改修・修繕等の経費の増加等により当面は楽観することのできない財政状況が続くわけであります。このような中であっても、町民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築に向け、財政規律を保ちつつ第6次総合計画に沿った施策・事業の着実な推進と、町民ニーズや新たな課題に向き合い、必要な施策が提供できるよう努めて参ります。OAシステムの適切な管理により安定的な運用に努めるとともに、テレワークを活用し災害や感染症拡大等の非常時の業務継続対応のほか、柔軟で効率的な働き方への対応を図って参りたいと思っております。自主財源の根幹となる町税等については、適正かつ公正な課税に取り組むところでありますけれども、電子決済等の導入による納税環境の拡充と、上川広域滞納整理機構との連携により、収納率の向上も図って参りたいと思っております。ふるさと寄附金事業については、募集サイトの拡充などによる効果的なPRを推進し、全国の方々に寄附という形で広くまちづくりに参画頂けるよう、特産品の生産者や関係事業者と連携して本町の資源や特色を生かした事業展開を図って参りたいと考えております。職員の資質向上や個々の能力開発のため、職務遂行に必要な実務能力や政策形成能力などの向上を目的として職場外研修のほか、自主研修制度を受けられる体制を推進するとともに、人事評価制度を運用して人材の育成に努めて参りたいと考えております。公共施設の省エネルギー化とCO2排出抑制を図るため、照明LED化を進めているところでもあります。以上、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心から感謝お願い申し上げます。令和5年度の予算編成と致したところであります。以上、申し上げます。予算編成の考え方を申し上げます。終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、令和5年度 各会計予算に関する町長の予算編成方針の説明を終了します。

◎日程第5 予算特別委員会の設置

○議長（南 和博君） 次、日程第5 予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。本定例会に提案されています議案第2号 令和5年度美深町一般会計予

算乃至議案第 8 号 令和 5 年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの各会計予算を議長を除いた全議員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上審査することにしたいと思いますが、そのように決定してご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って、議案第 2 号乃至議案第 8 号の各会計予算は議長を除く 9 人の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員の選任は委員会条例第 6 条第 4 項の規定により議席番号 1 番 名取議員から 10 番 齊藤議員までを指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って予算特別委員会の委員は名取、田中、和田、岩崎、藤原、小口、中野、荒川、齊藤各議員の 9 名に決定しました。

ここで暫時休憩します。議長から委員会条例第 8 条の規定により予算特別委員会を招集します。正副委員長の互選及び予算審査の日程を決定するようお願いします。

再開は概ね 11 時 10 分と致します。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 09 分

○議長(南 和博君) 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告を致します。

休憩中に予算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選並びに予算委員会の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。

委員長に荒川委員、副委員長に和田委員が就任しております。

また予算特別委員会は 3 月 15 日、16 日の 2 日間と決定しております。

◎日程第 6 発議第 1 号の提案説明

◎日程第 7 発議第 2 号の提案説明

○議長(南 和博君) 次、日程第 6 発議第 1 号 美深町議会委員会条例の一部改正について乃至日程第 7 発議第 2 号 美深町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを一括議題とします。本件いずれも提出者は小口議員、賛成者は藤原、岩崎、和田、名取各議員です。この際、提出者の小口議員から本件について提案説明をいただきます。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 発議第1号 美深町議会委員会条例の一部改正について。提出者はわたくし小口、賛成者は藤原、岩崎、和田、名取の議員です。上記の議案を別紙の通り地方自治法第112条及び会議規則14条の規定により提出するものでございます。議案書の10ページにですね。新旧対照表が載っておりますので、こちらで説明を致したいと思います。改正の趣旨から申し上げます。市町村行政は幅広い分野にわたり、かつ、複雑化しております。議会の常任委員会は議案や請願などを詳細に審査し、あるいは町の事務を専門的に調査し監視するために常時置かれている委員会であり、議員活動の根幹でもございます。常任委員会の人員体制は現行の1委員会5人体制が最低限必要であり、加えて複数の委員会への所属による議員の資質向上をはじめ、子育て世代や介護などに従事する議員の参画も視野に、やむを得ない委員の欠席などの場合においても機能を確保し、支障を及ぼさないようにするため、各常任委員会の定数を改正するものでございます。第2条常任委員会の名称、委員の定数及びその所管を次の通りにする。現行は総務住民常任委員会6人ですが、改正案としましては1名増員の7名とするものでございます。産業教育常任委員会、現行5人ですが、改正案としましては1名増の6人とするものでございます。附則としましては、この条例は令和5年5月1日から施行するものであります。発議第1号の説明はこれで終了させていただきます。あわせて議案書11ページ。発議第2号に移させていただきます。美深町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。提出者はわたくし小口、賛成者、藤原、岩崎、和田、名取各議員であります。上記の議案を別紙の通り地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出するものでございます。条例が多岐にわたっておりますので、説明は省略したものと致しますのでよろしく申し上げます。条例制定の目的は改正個人情報保護法の施行に伴い、法の対象とされない議会が所有する個人情報の適正な取り扱いに関して必要な事項を定め、情報の開示や訂正及び利用停止の手続きなどについて定めることにより事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護することを目的とするものでございます。第1章 総則。第1条から第3条ではこの条例の目的、条例中の文言の定義とともに第3条では議会の責務として保有する個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講ずると規定しております。第2条と致しまして、個人情報の取り扱い、第4条から第16条では議会が個人情報を保有するに当たって、個人情報の保有の制限や利用目的の明示、不適正な利用の禁止、正確性の確保、安全管理措置、利用及び提供の制限などの取り扱いの基本を規定しとなるものでございます。第3章 個人情報ファイル、第17条では個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定しております。第4章 開示、訂正及び利用停止

等、第18条から第46条では議会が保有する個人情報の開示、停止、利用停止を請求する場合の手続きについての規定、審査請求があった場合の手続きについて規定しております。第5章 雑則、第47から第51条では開示請求等をしようとする方に対する情報の提供や苦情処理について、この条例の毎年度の施行状況の概要の公表についてなどを規定しております。最後の第6章 罰則。第52条から56条では、職員等が正当な理由がないのに、個人の秘密を記載された個人情報ファイルを提供した場合や保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した時。あるいは職権を濫用して職務以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは懲役または罰金刑に処するものとして厳しい規定となっております。またその他、不正の手段により個人情報の開示を受けた者についても過料に処するとしています。この条例の施行期日は改正後の施行日であります、令和5年4月1日としております。以上、発議第1号、第2号の説明を終了させていただきます。議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（南 和博君） 以上で、発議第1号乃至発議第2号の説明を終了します。

◎日程第8 報告第1号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第8 報告第1号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 総務住民常任委員会では、閉会中に所管事務調査を行いましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。調査日は令和5年1月26日。調査事項につきましては、第8期美深町高齢者保健福祉計画・美深町介護保険事業計画についてであります。調査の内容につきましては、高齢者保健福祉計画と実績についてであります。新型コロナの行動規制による活動状況が危惧される中、運動機能向上教室はコロナ前の令和元年度459人と対比すると、令和2年度は354人（77%）、令和3年度は267人（58%）と参加者は減少しておりましたが、令和4年度途中でありますけれども、311人（68%）と回復傾向になっております。訪問リハビリステーションも利用減少になっておりましたが、コロナ前の水準に戻りつつある状況にあります。健康・栄養相談については、令和2年度は相談者が大きく減少したものの、翌年からは電話による新型コロナウイルスの感染症の相談等も増え、計画を大きく上回る結果となりました。電話相談に

については、今後も相談手法の1つとして、可能性があるものかもしれないということが分かって参りました。健康診査については、特に変更は見られておりませんが、国保事務担当課（住民生活課）と連携した事業の推進や、国保対象者に限らず、多くの町民の受診状況を把握することに努めている状況であります。介護保険事業計画と実績についてであります。コロナ禍ではありましたが、事業実績はほぼ例年通りであります。また平成29年度から町内の高齢者数は減少に転じておりますが、介護サービスについては、これまで同様の需要があり対応してきている状況であります。第6期計画当初、平成27年から令和4年の間に総人口は17%減少、高齢者数は7%の減少となっております。高齢化率は38.1%から42.6%に上昇しておりますが、今後も緩やかに上昇する予測となっております。この状況においても介護サービスを希望する町民に提供できる体制を継続していることは大変心強いことでもあります。調査のまとめであります。介護保険制度がはじまって23年が経過し、町・住民双方にとって不可欠な事業となっております。基本理念では要介護状態でも自立した生活が送れるよう必要なサービスの充実や確保を目指すとし、サービスを求める方すべてに支援が提供できるよう事業を進めております。人口動向では今後も徐々に減少していく高齢者数の予測でありますけれども、介護保険事業の需要は高水準で継続する状況は変わっておらず、町内で展開する特別養護老人ホームなどの介護施設の定員や体制・提供するサービス事業は現行水準を維持していくべきであり、まだ縮小する段階ではないと考えております。また保健福祉計画では各種の生きがい・社会参加や健康保持増進を進めることとし、介護を必要としない方を増やすことや、介護を必要としない期間を少しでも長くすること。つまり健康寿命を延ばすこのことを目指しております。予防事業からは健康診査や健康・栄養などの生活面の相談を実施。これまでは、実績から計画値を設定し、達成率を事業成果としてきておりますけれども、実績数そのものを増やしてほしい。そう思っております。健康で暮らし続ける。このことは町民共通の思いであり、日々の充実が健康に結びつく方、健康であることが日々の充実につながる方など、健康に対するアプローチはそれぞれであります。健康に対する考え方の分析を行い、潜在的ニーズを掘り起こすことも必要で、事業内容や周知方法にはまだまだ工夫できる要素があり、保健福祉課だけではなく関連性がある部署と連携するなど、これまでの事業の進め方に捉われない対応を実践すべきであります。各種の生きがい・社会参加や健康保持増進を進めるこの考え方は、計画書の基本理念に毎回登場しておりますけれども、計画書の文言に留まらず、実績として成果が上がることを期待するものであります。5ページ、次のページには参考資料としまして高齢者の人口動向、要介護、要支援者の動向等を表にしたものを添付しております。以上報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で総務住民常任委員会の報告を終わります。

次、5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 所管事務調査を終了致しましたので、ここに報告をさせていただきます。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定によりここに報告を致します。調査日は1月30日。調査事項は、快適な住まいづくりと商工業振興事業補助金についてでございます。調査内容は過去の実績と経済効果について。時限立法の今後の対応。この2点について調査をさせていただきました。まず現状については、この補助事業は平成22年度から3年ごとの時限立法として条例制定をされ、令和4年度については1年間延長しての合計して13年間の継続してきた事業でございます。補助内容は開始当初の店舗近代化、改修、解体、新築に新エネルギー普及と町産材使用、子育て住宅の新築・改修が改定ごとに追加され、現在では7つのメニューで補助限度額の増額もあり内容充実が見られるところであります。令和元年度から4年間の実績は対象件数が217件、補助金額8,121万円。対象経費額は8億1,457万円。平成31年2月にも所管調査を行ったところでございますが、この時点での平成22年度から9年間の実績にあっては対象件数が642件、補助金額1億8,874万円。対象経費額は21億5,796万円でございます。この13年間すべてをまとめますと対象件数が859件、補助金額は2億6,995万円、対象経費額については実に29億7,253万円となったものであります。時限立法でありますことから、今後については評価検討を加え、事業継続の方向性で前進させられればとの見解でございました。調査のまとめを報告致します。改定ごとに新エネルギー工事、町産材使用、子育て住宅支援等、メニューが充実され町民の要望やニーズにきてきた制度設計は大いに評価をするものであります。町民の快適な住まいづくりと住環境整備への貢献度は非常に高く、特に改修工事においては毎年40件から50件の実績がございます。これは高齢者をはじめ、この町に住み続けたいと願う町民の意思を後押しすることにも繋がっています。経済効果の面では対象となる工事費用が13年間で29億7,000万円、年間平均ではおよそ2億3,000万円となり町内消費需要に影響を与え、商工業の振興と地域経済の活性化にも大きく貢献しております。今後はこれまでの実績にしっかりと評価検討を加えながらカーボンニュートラルに適合したメニューや新エネルギーの導入促進メニューの充実、あるいは移住者のための中古住宅取得と空き家のリノベーションやリフォームに対する支援など新たなニーズに対応できる一歩進んだ事業内容により、町民が快適に暮らしていける住環境整備と商工業

振興を進展させることを望むものであります。なお、参考資料として先程来申し上げました数字につきましては、下に取りまとめて掲載をしております。ただ対象経費の総額については、表の関係から経費の端数、万円以下を切り捨てにしておりますので、最終合計数と若干合わないところがございますがご了承いただきたいと思います。以上、所管調査につきまして報告をさせていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第9 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第9 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。新年度予算及び議案調査、一般質問調整等のため3日から12日までの10日を休会にしたいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って3日から12日までの10日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦勞様でした。

散会 午前11時34分

令和5年第1回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和5年3月13日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第9号の提案説明
- 第 4 議案第10号の提案説明
- 第 5 議案第11号の提案説明
- 第 6 議案第12号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について
- 第 7 議案第13号及び議案第14号の提案説明
- 第 8 休会日の決定

◎出席議員（10名）

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 番 名 取 明 美 君 | 2 番 田 中 真 奈 美 君 |
| 3 番 和 田 健 君 | 4 番 欠 員 |
| 5 番 岩 崎 泰 好 君 | 6 番 藤 原 芳 幸 君 |
| 7 番 小 口 英 治 君 | 8 番 中 野 勇 治 君 |
| 9 番 荒 川 賢 一 君 | 10 番 齊 藤 和 信 君 |
| 11 番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	桜木健一君
保健福祉課長	中江勝規君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	建設水道課上席主幹	竹田哲君
会計管理者	後藤裕幸君	総務グループ主幹	小林一仙君
企画グループ主幹	小野勇二君	生活環境グループ主幹	内山徹君
税務グループ主幹	中林秀文君	保健福祉グループ主幹	和田政則君
農業グループ主幹	前田直久君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長職務代理者	安喰俊博君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	元岡友之君	教育グループ主幹	前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	望月清貴君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	望月清貴君	事務局副主幹	丹伊田和博君
------	-------	--------	--------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので只今から本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告を致します。今定例会の一般質問通告について申し上げます。一般質問の通告者は岩崎議員1名です。次に、新型コロナウイルス等の感染予防対策として会期中は議場内喚起のため一部ドアを開け、空間除菌脱臭機を設置しています。また傍聴席の皆様には座席を空けて座ることにご協力をお願いしています。なお、国の方針により本日からマスクの着用は個人の判断とされておりますが、町民の皆様が安心してご来庁され、議会の傍聴を頂くとともに、行政サービスへの影響を起こさないよう議会議員、長側職員については、ともにマスクを着用しておりますので傍聴の皆様にはご理解をお願いいたします。また一般質問の状況をインターネットに録画配信するため、議場内を撮影しておりますのでご理解をお願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第2 一般質問を行います。一般質問の通告者は1人です。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは発言を許します。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 只今から一般質問を始めたいと思いますが、最初にマスクを外しての発言とですね。あと2項目にわたっていますが内容が重複する点がございますので、一括して質問することの許可をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（南 和博君） はい、許します。

○5番（岩崎泰好君） それでは一般質問を始めたいと思います。1つ目は、予算編成方針と山口町政16年を問う。議会からの政策提言は反映されたのかという質問になります。予算編成方針について16年間の山口町政を検証する立場から次の3点について町長に伺うものであります。1つ目は、町政推進のテーマを町民と共に歩み、信頼する信頼されるまちづくり推進としておりまして、その推進のテーマにつきましては、これ多くの町民の

理解と共有が図られたのかについて質問したいと存じます。2つ目は、16年間人口減少抑制対策をはじめ、地方創生、基幹産業を中心に地域産業の振興など、まちの持続的な発展を目指して必要な施策を取り組んできましたと書いてございますが、人口減少抑制対策の今日までの取り組みを伺うとともに、その結果がどのように表れ、将来の持続的な発展にどう繋がっていくのかについてもお聞きしたいと存じます。3つ目は、予算編成にあたり議会から提出を致しました、初めての政策提言これについてはどのように評価をされ、検討され、予算編成に反映されたのかを伺うものであります。大きな2点目は予算編成方針の個々の事項8項目10点についてその考え方を伺うものであります。最初は環境保全・環境衛生の推進についてでございますが、この中でとりわけゼロカーボンの推進について、ゼロカーボンの推進宣言から1年を経過するところであります。脱炭素の推進計画策定作業の進み具合についてお聞きしたいと存じます。2点目は、3R、リデュース、リユース、リサイクル、この3つの運動の推進を謳っておりますが、その手法と予算の裏付けについて伺うものであります。次に、2つ目、道路・交通網等の整備について伺います。公共交通機関は、高齢者などの交通弱者や学生などにとっては生活に必要不可欠な移動手段として公共交通体系の確保に努めるとしてしておりますが、現状と課題について検証し、より充実した内容にしていく考えはあるのかどうかについても伺います。もう1点は、宗谷本線の抱える課題について、宗谷本線活性化推進協議会等の関係団体と連携し、利用促進と利便性の確保に努めるとしてしておりますが、ニュースでバスの試験運用の話を聞くと現在なっております。これについては行政報告がありませんでしたが、それらの事実関係についての確認をするとともに、美深町の考え方を伺うものであります。次に、住宅の整備について伺います。予算の中にはひまわり団地公営住宅改修工事が新たな取り組みとして挙がってきておりますが、つくし団地のオール電化住宅について高騰する電気代で負担が大きく家計を圧迫している入居者の現状への対応については、改修等必要な措置が優先される、そんな予算措置を講ずるべきと思いますが、考え方を伺うものであります。次に、情報化の推進について伺います。社会全体のデジタル化の推進の重要性の認識のもと、暮らしに役立つ多様な情報の共有による生活の質の向上と地域経済の活性化の推進とございますが、具体的には何を推進しようとしているのか、これについても伺いたいと存じます。次に、農業の担い手育成確保について伺います。農業後継者のパートナー対策として婚活交流会など出会いの場づくりを推進とありますが、具体的な手法をどのように捉えようとしているのか伺いたいところです。次に、農用地の有効活用について伺います。担い手への農地集積を進めるとしてありますけれども、水田活用の直接支払い交付金制度の見直しによる問題の方向性の検討と整理が必要と思っておりますが、まちとしての取り組みと考え方が

この予算書にはのっかってきておりませんが、どのように考えておられるのか伺うところ
です。次に、商工業の振興について伺います。新型コロナウイルス感染症による厳しい経
営環境に様々な支援対策が行われてきました。令和2年度、3年度、2年にわたる支援の
対応について検証が必要と思うところですが、考え方を伺うものであります。また融資に
よって一時経営安定した事業所も令和5年度から返済期間に入ります。先行きが不安定な
中で、対応策をどう考えておられるのかこれについても伺うところでありました。最後に
教育の振興について伺います。まちの歴史資料の収集と保存、展示に努め歴史や文化の伝
承を図りますとありますが、収集と保存の手法について課題が大きくあると思うのですが、
解決の手法は持ち合わせているのか考え方を伺うものであります。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 岩崎議員の方から大きく2点にわけて出されておりますので、一
括して答弁したいと思います。町政を担当するにあたって大きなテーマと伺いますか、1
つのテーマとして町民とともにあゆみ、さらに信頼する、信頼されるそういうまちづくり
を掲げて進めて参ったところでありましてけれども、時代は着実に進んでいるというか、変
わってきているわけでございます。しかし、そうはいうものの町民の理解と伺いますか、
共有化と伺いますか、テーマに沿ったこういう部分については、一定程度町民のご理解を
頂いているのではないかなと思っているわけでありまして。共有化も図られてきていると、
こういう観点に立っているわけでございます。さらに16年にわたる町政の推進の中で人
口減少だとか、地方創生だとか、さらには基幹産業の振興だとか、こういうことを指摘さ
れておりますけれども、こういう部分についてはまちづくりの大きな基本でありますけれ
ども、しかし大きな意味では国の政策、さらには道の政策、こういうものとマッチしてい
かなければならない。こういう観点に立っているわけでございます。そういう意味では町
の持続的な発展を目指すべくそういうことも含めて諸対策を打ってきたつもりであります。
そういうわけでありまして、ご理解を諸対策を打っているということでご理解をいた
だきたいと思っております。また9月の定例会あとでありましたけれども、議会から政策提言なる
ものが出されてきています。これも初めての試みだと思っておりますけれども、新しい体制とい
いますか、町長選の年でありますので引き続き引継ぎをしていきたいと思っております
わけでございます。ただ令和5年度の予算編成、そういうものに反映させていかなきゃなら
ないものも、そういうものについては予算編成の中で対応したつもりでありますので、ご
理解をいただきたいと思いますと思っております。なお、こういう部分については予算編成の中で予
算編成と伺いますか、特別委員会も開かれるということでありまして、そういう部分に
ついてはご理解をいただきたいと思いますと思っております。それと2つ目の総合計画の関係でありますけ

れども、8項目10点にわたる質問を頂いたところでありますけれども、その中の1点として環境保全・環境衛生の推進等があるわけでありまして。さらには道路・交通環境の整備、さらには住宅の整備、さらには情報化の推進、農業の担い手育成対策、さらには農用地の有効利用、商工業の振興、最後は教育の振興。こういうものでございまして、町長選挙の年でもありますので、こういう部分に具体的には答えきれない部分はあるわけですが、そういうことをご理解をいただきたい。いってみれば、義務的経費さらには、継続事業を主体とした予算編成になっていて、いってみれば骨格予算、こういう観点に立っておりますので、ご理解を願いたいと思います。ただJR関係については、宗谷線の関係でありますけれども、名寄、稚内、この関係については残す方向ということで議論に参加しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。ただ、実証実験をするということでもありますので、そういうまとめ方をしておりますので町としては理解をしているつもりであります。それともう1点でありますけれどもコロナの関係でありますけれども、コロナの感染関係については非常に国、さらには道の関係については検証事業も必要かなとこう思っておりますけれども、言ってみれば常に町民の感染予防対策ですか。こういうものを気にかけると。町民の感染状況を気にかけると。こういうことを申し上げておきたいなと思っております。それでは具体的にそれぞれの8つの項目があるわけでありまして、少しそうはいっても考え方等に、基本的な考え方等については、少し答弁を用意しておりますのでご理解をいただきたいと思っております。まずゼロカーボンの関係でありますけれども、これについては4年度まで、4年度を中心に公共施設のLED化事業、こういうものを推進してきた。そういうことでもあります。ご理解をいただきたいと思っております。さらに3R運動の推進についてでありますけれども、これまで広報誌その他で啓蒙しているということもございますけれども、情報発信については発生源の抑制、さらにはリデュース、リユースということで再使用の関係、さらにはリサイクルの関係こういうものを中心をお願いしてきたところであります。そういう部分については予算計上もしているところでございます。さらに道路・交通網の整備の関係でありますけれども、まず1点だけ申し上げておきたいと思っておりますけれども、町内の交通体系というものは一定程度確立しているなと思っております。というのは、公共交通活性化協議会において公共交通計画を策定しているところでありますけれども、宗谷線のバスの運行、さらには仁宇布線の運行だとか、デマンドバスだとか、デマンドタクシーだとかこういうものもそれぞれ走らせておりますので、今後の発展もあるかもしれませんが、ご理解をいただいております。さらに住宅の整備についての考え方ありますけれども、ひまわり団地の改修につきましては長寿命化計画に基づいて実施をし

ているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。続いてオール電化住宅の話も出されましたけれども、電気料金は高騰はしているもののそんなに大きな負担にはなっていないのではないかと試算を持っているところでございます。というのは、どういうことかということ、高騰前の考えでありますけれどもオール電化ということで3万3千円ぐらい掛かっているわけでありまして、高騰後は5万ぐらい掛かっていると。ただ、そういう中でありますけれども、1万なんぼ上がっているということでありまして、灯油だとか電気だとかそういうことも勘案すると1万5千円ぐらいになるのかなと見ているわけでありまして、灯油の実態、そういうものも調査して調べておりますけれども、令和3年度といたしますか、そういうものでは71円ぐらい。令和5年度、今現在ですね。102円ぐらいになってくると。電気代についても1円40銭ぐらいの調整額でありましたけれども、令和5年で見ますと1円57銭という数字になっているわけでありまして、従いまして先ほど申しましたように負担は高騰しておりますけれども、灯油、電気を使用しているオール電化住宅と比べると電気料の高騰というものとそれ程大きく関係はないのではないかと見ているわけでございます。従って、つくし団地の改修は考えていないという考え方でございます。さらに、情報化に役立つ推進でありますけれども、基本的には高速ブロードバンドといたしますか、こういうものを整備しております町としては、防災情報アプリといたしますか、そういうものの登録件数も約1,000件になろうとしておるわけで、1,000件を超えたという情報もあるわけでありまして、という報告も受けているわけでありまして、利活用を図って参りたいという話であります。婚活の農業の担い手育成の部分がありますけれども、婚活交流会の出会いの場づくりの推進についてでありますけれども、美深町農業後継者育成協議会の中では今年2月にびふか温泉で婚活交流会を実施したところであります。町内の農業後継者と、町外の女性の参加により出会いの場づくりをしてきたいという経過があるわけでありまして、その辺のことも含めてそれぞれライフワークが変わってきているという見方があるわけでありまして、農家の方々がパートナーを探しているという状況を踏まえながら農業青年に対する支援。農業後継者パートナー対策を今後も実施していきたいと考えているわけでございます。次に、水田活用の直接支払交付金の関係でありますけれども、これは制度が大きく今年から変わってくるなと思っております。というのは、従来言われておった水張面積、これが除外される方向、いってみれば水田の休耕も昭和45年だと思っておりますけれども、始まった当時から永久転作だとかそういうことも言われておりましたけれども、ここへ来て国といたしますか、農水省といたしますか唐突なような言い方もあるのですけれども、唐突な言い方ではないという言い方もあるわけでありまして、唐突と言ったり唐突でないと言ったり色々な

見方があるわけでありましてけれども、除外する方向になっていると。従って、わがまちの休耕田は約80%を超える休耕の率であります。その中で耕作放棄に近づく1つの水張面積、言ってみれば土地改良区等に入る永久転作となっている水張の面積、そういうものがあるかと思えます。そういうところに結びつかないようにしなければならないと思っておりますけれども、令和3年度の実績で申しますと3億以上の金が水田の関係で入っております。ただ4年度では一部切られたものもありまして、2億8,000万ぐらいになるわけでありまして、先ほど申し上げた水田の水張の部分の考え方等があるわけで、1億4,000万ぐらい、5年度ではなるのかな。言ってみれば半減する方向が打ち出されているわけでありまして。これらの対策について如何するのかというご質問かなと思えますけれども、言ってみれば半分、50%を超える部分があるわけでありまして、ただ農業者には土地改良区にかかっている水張面積といいますか、水張面積に水の入らない面積、言ってみれば永久転作に近いものがあるかと思えますけれども、それらが1年の試算ではありませんけれども2億4,000万ぐらいになってくるのではなかろうかと。従いましてこれがどう反映されていくかということが課題なのかと思えます。従いまして町の半分1,500~1,600の休耕田があるわけでありまして、約半分ですから700町ぐらい、700町というか800町というかそのぐらいの面積が減ってくるのではないかと。ただ概算でありますけれどもあくまでも土地改良区に単年度として金が交付金として交付されるのかどうか。もちろん生産者を通して、ただ土地改良区としては賦課金といいますか、そういうものが休耕田から外れるわけでありまして、賦課金としては集めることができないということになるかと思えますのでご理解をいただいております。水田等の考え方等についてはいかがな、今申した通りであります。さらにはJRの関係等については、先に申し上げた通りであります。そんなことで農用地の利用だとか商工会の経済的支援等については省きますけれども、教育の振興だとかこういうものは省きますけれども基本的な考え方、そして基本的な考え方等については予算委員会の中で議論をする必要があるなど思っているわけでございます。ただそうは言っても5年度で予算をつけなければならない。つける義務的経費だとか継続的経費だとかそういう部分を中心にして議論しているわけでありまして、ご理解をいただきたいと。ただ大きく言ってみれば人口減少だとか地方創生だとか基幹産業の部分については国の政策、道の政策、そういうものと非常に絡んでいる。こういうことでもありますので、問題の課題の整理だとか問題の捉え方こういうものも持続的発展を目指して町政は進めていると。着実に進めている。先に申し上げました通り信頼する、信頼される関係、こういうものについては一定程度理解されているものと考えているわけでございます。以上、答弁としながら議論に参加して

参りたいとこのように思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 驚いたのは質問の項目について答弁を省くというところでもないことをしてくれました。是非答えてください。質問しているのですから、質問にはしっかりと答えて頂くのが町長の義務じゃないですか。それが1点目です。それと次にお聞きしたいのが、予算編成の考え方です。それぞれ色々なところの市町村がありますが、今、山口町政は16年の町政を終えようとしてですね。次の人にバトンタッチをするということで、今この予算を組んだんだと思います。そういう意味で暫定予算として今回挙げてこられた。必要最小限のものとしてこの予算組をしたのかもしれませんが、山口町政の完結を目指してやり残した課題やあるいは喫緊の課題が出てきたときに、これをしっかり解決するそんな予算の編成、予算に反映する方法というのは考えなかったのか、その点についてお聞きしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 考えなかったかという方向でありますけれども、議論でありますけれども、それはそれで考えているわけでありまして、先ほど言いましたように1つ1つの件については、それぞれ考え方があるわけでありまして。ただ国なり道の考え方等が基本ベースに町政があるものですから、それはそれとしてやっぱり大事にしていかなければならない。いってみれば6割、7割が地方交付税という形で国の考え方等々が入ってくるわけでありまして、それを大事にしていかなければならないという組織でもありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○5番（岩崎泰好君） 省いた答弁は。

○議長（南 和博君） 町長、岩崎議員の答弁漏れが多少あると思うのですけれども。
山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的な答弁漏れというのは冒頭申し上げました通り基本的な考え方等々を申し上げた通りでございますので、ご理解をいただいております。具体的な答弁を求めるのであれば具体的な話も出していただきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町長、どちら向いて町政を推進しているのですか。国や道を見て推進しているのですか。町民を見て推進しているのですか。私は7番の商工業の振興では、具体的にコロナの問題について色々な対策をとってきた。それを検証すべきだということが1点と、それから今5年度から返済に向かわなければいけない事業者もいると。それらの対策、対応はこの予算上は考えていないのかということをお聞きしたのです。より具体

的に話を進めていますよ。省略するということはあり得ないですよ。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 商工の振興という形で、今具体的な話が少し出されましたけれども、商工業の関係で申し上げますとプレミアム商品券だとか、さらにはまんぷく券だとか飲食店の対策だとかそういうものもやってきたつもりでありますし、経営回復の支援金こういうものも行ってきたつもりでありますし、経営維持給付金、こういうものも国の対策と道の対策と一緒にしておりますけれども、そういうものも含めて対応してきたつもりであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 検証をする必要がないのですかという、それは色々な事業をやってきたのを見えていますよ。議会もそれをきちっと賛成をして進めてきています。ただそのやってきた2年間の検証を進めて、さらに今後に繋げるようなそういうことが必要なのではないですかという質問ですよ。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 議会を構成している、そしてまた町政を推進しているそういう観点に立てば、我々は役場の組織という観点に立っておりますので、議員も議会を構成している1人だと理解をしておりますけれども、そういう中であっては大多数、冒頭申しあげましたように大きなテーマであります、信頼する、されるそういう部分について一定の議論がなされたと理解をしているわけであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 同じ問題について、あまり質問したくないのですが、的確に教えてください。要するに予算編成にあたっての基本的な考え方を私は聞いているので、それに的確に答えてもらえば時間を費やすことはないと思います。この後ですね。予算委員会も予算特別委員会もございますから、そこで具体的な問題はさらにお聞きしたいと思いますが、基本的な考えを聞いているので、それに的確に答えてほしいそのように思います。それで次に進みますが、とりわけこの大きな2番目の個々の8項目10点については、今言ったように予算委員会で具体的にまたお聞きしたいと思いますが、特に気になった2点改めて聞いておきたいと思います。ゼロカーボン宣言を致しました。推進室を立ち上げました。令和4年3月の議会ですね。それで立ち上げを行ったのですね。その時に先ほどの答弁は、LED化の推奨を進めているという答弁でした。この時の答弁の中には、今後に向けた議論をしていく推進本部を立ち上げて目標と計画書づくりを進めると答弁されてきました。この計画書、現在どうなっているのですか。もう1年経ってしまいました。進ん

でいるんですか。作っているのですか。作らないでそのままになっているのですか。その点についてお聞きします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ゼロカーボン宣言をしているわけでありますけれども、その中で具体的には対策推進本部といいますか、そういう事務局的なものを設けるとこういうことにしております。そしてその中で勉強もしております。勉強会もやっております。そして各講演会等も聞きに行っております。そして担当課もそれぞれ勉強に行っております。そういう中でありますけれども、少し時間がかかっていると。具体的にはLEDだとかそういうことも含めて過去やってきたと。そういうこともお話をしたつもりであります。今後についてはどうするかということについては、国の方針、道の方針もあるわけでありますけれども、それに沿っていく方向を見出していきたいと思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 取り組みの中身はわかりました。しかし、これ喫緊の課題ですよ。どう計画書を作り上げるかというのは喫緊の課題であって、1年経っても計画書が出来ていないという、私から言わせれば怠慢じゃないですか。やってきたのはわかりますよ。何をやって、今まで進めてきたこの中身はわかります。国に出した宣言表明の市町村一覧表の中では美深町はですね。当面の間、現在取り組んでいる温暖化抑止策、庁舎内省エネ節電等の推進に取り組むというような記載がございます。当面の間というのは、本格的なゼロカーボン宣言を受けた推進のための計画書をきちんと作って前に進むというその間と私は理解したのですが。そうではないのですか。計画そのものは作る、しっかりした物を作る予定でいるのですか。その点をお聞きします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） たまたまゼロカーボンの話題になっておりますけれども、1年は長いとか短いとかという議論もされておりますけれども、これはそんなに考えようによっては長くはないのではないのか。今、先に言いましたように勉強会もしている。色々な対策もとっている。こういう話もあるわけでありますので、ご理解をいただきたいと思えますし、そして過去何年間からゼロカーボンの対策もとっているわけでありますので、中学校の話だとか、さらには温泉のバイオマスの話だとか色々なことをやってきているわけでありまして、議会としても岩崎議員も賛成しておられるかどうかちょっと確認しておりますけれども、一員でありますのでご理解をいただいているなと理解をしているところであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 予算委員会の方でまたこれやりたいと思いますが、もう1点はですね公営住宅の関係です。公営住宅はですね。国の法律に基づいて低所得者の居住の場として、町が提供してきている住宅だと理解しています。まずその確認です。それでよろしいかどうか。町はですね。防火上の観点から、多分オール電化住宅、入られる方の対象者ですね。高齢者が多いというようなことを考慮しながらオール電化住宅として一定の箇所を住宅に採用したと思うのですね。これについては、私もとっても良いことだと思っていたのですが、ただこの利点がですね。今、電気代の高騰という形を受けて、利点じゃなくなっちゃったんですね。先ほど町長は1万5千円の値上げだから大したことないみたいな発言をされたけれど、低所得者が1万5千円のお金を負担するというのは、えらいことじゃないですか。ひょっとしたら払えないということもあるのではないですか。そういった町民に対して何か冷たい町政だなと、さっきの答弁を聞いて感じましたよ。それではいけないのではないですか。と思います。また予算委員会の方でやりたいと思いますが、もしも本当に喫緊の課題として捉えるのだったら、それこそ在任中に議会を臨時議会を開いてでもそれに対応するような措置を私はここでたまたま挙げたのは、要するに住宅の改修とかという形で挙げておりますけれども、やり方は色々あると思いますよ。緊急に補助金を給付するとか、あるいは空いている別の公営住宅に入って頂くとか、何か方策があっても然りではないかと思いますが、もっと暖かい町政に推進できないですかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほども少し申し上げたつもりでいるのですけれども、オール電化住宅、それは理解をして頂いているのかなと思っておりますけれども、それと比較して灯油と電気料を先ほど申し上げましたけれども、入居者負担こういうものについては、それほど変わらないんだということも申し上げたつもりでいるわけでありましてけれども、若干負担になっているということのご指摘でありますけれども、国においては公営住宅というものは何なんだと、そういう冒頭の質問もあったわけでありましてけれども、それについてはご理解をいただいているのかなと思っているわけでありまして。そんなことをご理解を頂くよりしょうがないのかなと思っているわけでありまして。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 困っている方、多分町の窓口にも相談に来られた方も何人かいると思います。それらの実態について、きちっと調査したのですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 物価の値上がりだとか、灯油の値上がりだとか、こういう問題もあろうかと思いますがけれども、諸物価という観点に立てば経済的な考え、賃金がそれほど

上がっていかないという問題もありますけれども、全体的にはそういうものも上がっているんだという観点で抑えてほしいなど。言ってみれば公営住宅の負担だとか、電気代だとかそういう部分だけに特化して今おっしゃられますけれども、そういう物ではないのではないのかなということをお願いしておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） これでこれはやめます。本命のところは、まだまだ質問したいことがありますので止めますが、何か優しい町政じゃないですね。今、これから山口町政の16年について色々お聞きしたいと思います。言葉というのは諸刃の剣でございますので、私の心も大きなダメージを受けることもあり得ますが、改めて検証するという議員の立場としてちょっと辛口の発言になることもあると思いますが、お互い冷静に。山口町政の16年間を町民にとってどう評価できるまちづくりだったのかということ、検証を進めていきたいと思っています。先程来、答弁いただきました町政推進のテーマ。この文言、多分これは私の推測ですが、最初に町長にたたれた時のテーマだったのかなと考えるところですが、そうであればそうにお答えいただきたいと思います。しかしですね。このテーマ中々、その最初の16年前の1回目だけは町民が触れる機会があったけれども、その後ずーっと触れる機会がないまま今日まで来て、突然令和5年の方針の中に出てくると非常に何か違和感を感じるのですね。折角書いておられるのですから、ちょっと辛口の言葉を言わせてもらいます。町民とともに歩んで来られたのかなと。町民を信頼してきたのかなと。町民に信頼されてきた16年間だったのでしょうか。改めて問い直したいと思います。町長自身は一生懸命町政に奔走されてきたと思いますが、日々の行動、態度そういったものが本当に町民に信頼されるようなそんな町政だったのでしょうか。改めて非常に聞きにくい問だけでもお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 大きく掲げたテーマ、信頼する、される。そしてこの部分が町民に大きく信頼されているのかと。共有されているのか。こういうご質問を頂いているわけです。そしてこのテーマ等については、1期目といいますか、1期目に掲げたテーマではありません。一貫して流れる姿勢を評価して、こういうテーマに掲げているわけでありませぬ。一貫して流れる方針としてこういうことを申し上げているわけでありませぬ。従って、少し冷たいんでないかというようなことも言われましたけれども、僕はそうではなくて町民は町政は、議員の立場と違いまして、町長という立場と議員という立場がそれぞれあって、それは岩崎さんが言われる部分も分からないわけではない部分もあるわけでありませぬけれども、しかしながらそういう組織を預かる、そして財政も良くしなければならぬ。

こういう観点に立っていますので、言ってみれば多くの部分を町民に共有されたという理解をしているところがございます。そんなことでやめたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは取り組んできました人口減少抑制対策の取り組みの中身についてお聞きしたいと思います。これは令和3年12月の広報です。広報2ページです。美深町の人口が4,000人を割りましたということで、令和3年10月末現在の人口を載せています。3,986人になりましたということです。そんな情報を載せながらでありますけれども、未だ人口減少は止まっていません。つい令和2年12月31日現在の美深町の人口は3,860人です。この数字をどのように見ておられるのかお伺いしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 冒頭申しあげましたけれども、人口減少等々についての大きな国の課題。言ってみれば地球規模の課題、地球に存在する国々の近代的国家と言われる部分の課題。こういうものがあります。そして大都市集中型の時代。こういうものがあつたわけでありまして、その中で地方創生だとかこういう歴史性もそれぞれの内閣といえますか、それぞれの課題をもって進めてきた部分もあります。従いまして、北海道的に言えば札幌集中だとかそういう課題もありましたけれども、今になってみると東京集中型だけではなくて、札幌集中だけではなくてそれを取り巻く地方自治体といえますか、そういうところも増えているのも、減っているところも増えているところもあるわけでありまして、相対的には減っている可能性の方が高いわけでありまして、その辺の情報についてはご理解の通りだと思っております。ただここで考えなきゃならないのは、国もローカル線を廃止するだとか、農業の生産調整がはじまったとか、そういう観点が道の総合計画だとか、そういうものにも触れられていないわけでありまして、意見反映をすべく私も申し上げているところであります。そういうことも踏まえながら、そして当時の言ってみれば40年前、50年前のピークの時期から人口は減ってきておりますけれども、言ってみれば3分の1、4分の1に近い数字がありますけれども、その間わが町では色々な現象が起こっているとそういうこともご理解をいただきたいとこう思っているわけでありまして。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） これは平成27年3月にまとめられた美深町の人口ビジョンです。この45ページには国立社会保障・人口問題研究会の人口推計によりますと、2030年に3,746人。この時に美深町の将来展望というか希望的観測の数としては4,013人

として数字が見られます。このビジョンそのものが町長2期目にまとめ上げたビジョンだと思います。その中で目指すべく将来の方向についてこのビジョンの中では3つの項目を挙げてですね。この視点にたった政策、対策等を実施すべきだと言っています。1つ目は、町の特性を活かした産業振興と魅力ある雇用の場の確保・創出、拡大。2つ目は美しい自然環境、豊かな地域資源を活かし、美深町への新しい人の流れをつくると。3つ目には若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶えられるそんな施策視点ですね。今後施策推進に取り組んでいくというその方向性を示しています。現状の3,860人は、実は2030年のこの時のビジョンの数字に近い数字です。減少の度合いが大きくなっている、とっても厳しい現状です。このグラフも色々数字を調べながら作ってきましたが、これは過去最高値からのグラフです。ここ、平成15年からのグラフを見てもですね、上向きの状態というのがどこにも見られない。同じようなカーブで下降していると。そのことを考えるとですね。どこに原因があったのか。先ほど町長は世界や国全体が人口減少に向かっていると発言されましたが、それも当然私も知っていますし、そういう現実にあるのも十分分かってはいますが、しかしその原因がどこにあったのか。様々な取り組みをされてきたと思いますが、その取り組んできた成果がですね。顕著に現れない。どこかでポッと現れるのかということなのか、あるいは取り組みが足りなかったのかということだと思います。率直な見解をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 取り組みが足りなかったのではないかというご指摘も頂いたところでございますけれども、人口減少、先ほどは世界的な話、さらには日本的な話もさせて頂いたところでございますけれども、道内この辺の環境で申しますと鉄道の問題、さらには生産調整の問題、そして当時で言えば一世帯当たり5人も6人も家族がいたそういう時代でありますけれども、今は残念ながら2.何%といいますか、そういう世帯になってきている。そういうこともご理解をいただかなければならないな。そう思っております。しかしながら率直に言って対策、対応が遅いのではないかと。こういう部分については甘んじて受けますけれども、受けるというのは批判を受けるけれども全体の空気になっていないと。それは違うよと。そういう部分もあるのだということもご理解をいただかなければならんと。そしてまた諸対策も生きてきているのかという話もあるわけでありましてけれども、諸対策もそれぞれ対応と言いますか、対策と言いますか、課題に対する対応そういうものも時代とともに変化しておりますけれども打ってきたというこういうことは認めていただきたいとこのように思うわけでありまして。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 次に、政策提言への評価についてお聞きしたい点がございませう。はじめての政策提言ということで、今回議会が取り組みました。各常任委員会、あるいは議会運営委員会、幾度となく繰り返し議論を進めながら最終的には5つの提案にまとめた中身でございませう。議論の過程では期限と回答を求めるといふような提案もありましたが、しかし今初めてのことであり、行政側がこれについてどう評価し、どう検討し、どう先に進んでいくのか、それは議会としてはしっかり見ていきたいねといふことで返答を求め内容にはしていませんでした。ただですね。町長は先ほどの答弁では一部これらについて、予算編成の中に盛り込んだといふ話もお聞きしたところではございませうが、私の私見では残念ながら令和5年度の予算に反映されたものではないとそのように判断せざるを得ない中身でございませう。議会と行政、町長との関係に入っていきたいと思ひますが、令和元年に示しました町政の第4期の方針、これは町長が第4期目を迎える時の広報の中身です。この中で見出しでは担い手づくりの視点を広げ、進む人口減少、高齢社会に向けた決意としてその下の文章の中には大変厳しい時代であることを議員の皆さんとともに認識し、真摯に議論を深めていかなければならないと考へていますと決意のほどを述べられております。今回の議会からの政策提言にあってはですね。そんな議論を深めるための提言でもあったと私は認識しております。そのことは理解をされたのでしょうか。また町長と議会、お互い町民の選挙によって選ばれた二元代表制の機関としてですね。議論を深めるといふ1つの手法、それが政策提言の取り組みだと私は考へております。それについてどうそれらについて認識をし今後どう応えるべきかといふことについて、改めて町長の考へ方をお聞きしたいと思ひます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 議会の提言を9月の議会の後でありましたけれども、提出を頂いて初めての試みでありましたけれども議員さん揃って議長から提出を頂いた。こういうものを見ておりますけれども、よく議員さん、議員と町長と二元代表制の関係で互いに責任を持っている。そして互いに提言する立場があるのだと申し上げられますけれども、それはそれで私は一定の理解をしているつもりであります。一定の理解といふのは、ただそうは言ふものの、それは理解しているのだけれどもそうは言ふものの町長といふのは組織を預かっている、財政を預かっている、町民のことも優先に考へなければならぬ。そういう立場でありますので、少し議員さんの立場として違ふのかな。そこで政策提言の具体的な話としては承っておるのですけれども、5年度の予算編成に反映できるものはしたと。そして義務的経費、さらには継続的経費等々については先ほど申し上げましたように交付税の話から含めて6、7割がといふ部分もあるのだといふこともご理解をいたひて

おきたい。おかなきゃならない。そういうことで申し上げてきたつもりでありますので、これ以上の部分についてはそれぞれ予算委員会等もあろうかと思っておりますので、そっちの方に議論を移して参りたいと思っておりますけれども、答弁することが必要であれば答弁させていただきたいと思っております。ただ考え方については、先ほど申し上げたように議員の立場と私の立場は少し違うんだということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今、議員の立場と町長の立場が違うという話をされました。議員と町長の立場は確かに違うかもしれませんが。ただ議会と首長の立場というのは町長の考えはちょっと逆に私は違うのかなと思っております。議会というのは同じ選挙を経て、議員たちが選ばれ、その議員たちが1つの機関として存在しているものです。そこと首長としっかり政策形成の議論をするのは大事なことだと思います。首長は単に大きな権限ありますけれども、でも予算の執行権だけですよ。それは議会に提案をして、そして議会の承諾を得て実行する中身ですよ。だからそこら辺の考え方がずーっと違って来たのかなと思っております。時間もありません。予算委員会での審議ということもありますから、またその場でしたいと思っておりますが、山口町政の16年間の検証というのは町民が判断するものと思っております。しかしながら機会があるごとに難しい、検討すると言えば検討しなければならないので、そんな答えの端々に挟んできた町長の姿勢が問われるそんな16年間ではなかったかと私は見解を述べ一般質問を終わりたいと思っております。以上で終わります。

○議長（南 和博君） 以上で5番 岩崎君の質問を終わります。

町長。

○町長（山口信夫君） 質問は終わりましたけれども、最後に申し上げておきたいわけがありますけれども、先ほど議員の立場と議会の立場といたしますか、私の立場といたしますか。そういうものも違うのではないかと考え方が違うのではないかと、こういうことも申し上げましたけれども、政策提言をまとめられた議会を代表して議長と一定程度議論もしております。そしてこれらの提言についてのご理解もいただいております。恐らく提言書の提出にあたっては岩崎議員も同席されたことなのではないのかなとこう思っておりますけれども、一定程度の議論をさせて頂いた1つの方向で今答弁しているということもご理解をいただきたい。そして私の評価といたしますか、議会の評価といたしますか、議員の評価といたしますか、そういうものもそれぞれの評価が町民に評価されるべきだと。そういう立場でありますので、私としては一定でも共有はされたものだと。こういう認識でありますので、以上を申し上げて終わりたいと思っております。

○議長（南 和博君） 以上で5番 岩崎議員の質問を終わります。

◎日程第3 議案第9号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第9号 美深町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第9号でありますけれども美深町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定の関係について提案説明を申し上げます。この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、これまでは個人情報を取り扱う主体ごとに分かれていた3本の法律が改正後の個人情報の保護に関する法律に1本化され、令和5年4月からは地方公共団体にも改正個人情報保護法の共通ルールが適用されることになっておりますので、これに伴っての改正個人情報保護法の施行に必要な事項等を定めるために法律施行条例を制定するものでありますので、ご理解をいただいております。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきますので、1ページ、議案書1ページお聞きいただきたいと思います。議案第9号 美深町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。美深町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。7条にわたる条例を制定しようとするものでありますけれども、只今町長から提案説明あった通り改正されました個人情報保護法、これが地方公共団体にも適用になるということで、この法律の施行にあたっての条例ということでございます。まず第1条が趣旨規定ということで、只今説明した通り法律の施行に伴う必要な事項を定めるのだということでございます。現在の条例、旧条例と説明させていただきますけれども、この旧条例の内容との整合性を図りながらですね。今回の改正をされた法律との施行にあたっての内容を定めるということになってございます。この中で第2条の定義でございますけれども、町の機関ということでここにそれぞれ限定列挙をしております。この期間が行う個人情報の保護に関する規定を定めるということでございまして、従来の旧条例では実施機関と定めておりましたけれども、あとから出てきます審査会条例の関係もありまして、この条例に定める機関については、町の機関、まちの機関と定義づけをするものでございます。次に第3条以降でございますけれども、これにつきましてはこれまでの条例との整合を図るための規定ということで今回制定するものでございます。第3条につきましては、これ開示の手続きに関する規定、これは現在も規定を持ってまして、これは規則の中で定めていくということでございます。第4条の特例ということで開示決定等の期限に関する特例でありますけれども、これは実は法律では30日以内と定められておりますけれども、

旧条例が15日以内、受理した翌日から14日以内という規定になっておりますけれども、これに合わせるためにですね。現行の旧条例に合わせるために15日以内とこれを読み替えるという規定。従いまして法律ではさらに30日に延ばすことが出来るという規定されておりますけれども、これ15日以内ですので法律の中に60日以内に云々という規定がございますけれども、これは30日プラス15日ということで45日以内と改めるということでございます。次、2ページに参りまして、第5条手数料に関する規定でございますけれども、これも法律では一定程度の手数料を徴収することが出来るという規定になってございますけれども、これも旧条例においては手数料無料という規定になってございますので、旧条例との整合を図るために無料とするということ。ただし交付にかかる費用ですね。郵送料ですとか、そういった費用についてはこれ実費を負担して頂くというそういう規定をここに設けようとするものでございます。続いて、第6条が先ほどの第3条と同じような内容でありますけれども、訂正請求及び利用停止請求の手続きに関してこれも現行規定がございますので、それと整合を図るという意味で、ここに第6条第1項、第2項を定めるものでございます。次、第7条が審査会への諮問という規定でございますけれども、これはあとでこの次の条例提案で審査会条例を定めようとしておりますけれども、ここで言う審査会というのは請求があつてですね。不作為等の審査請求があつた場合の審査会ではなくて、この情報公開さらには個人情報制度のですね。推進を図るというそういった必要な事項を専門的な知見に意見を聞くというそういったところでの審査会に対して諮問をするという規定となつてございます。これは法律で聞くことができるというそういった規定がございますので、それを受けての規定をするものであります。次に附則でありますけれども、施行期日これは令和5年4月1日からとするものでございます。第2条が現行旧条例ですね。これを廃止するという規定でございます。次の第3条が旧条例を廃止するというに伴う経過措置ということでございます。それぞれ新たなこの条例が施行したとしても旧条例でなされているものについては旧条例の規定によるのだというそういった内容の規定でございます。次に、附則の第4条が指定管理者にかかる条例の一部改正ということでございます。今回のこの条例の施行に伴いまして指定管理者にかかる個人情報の扱いについても、この条例を適用させるのだという内容の改正でございます。次に第5条の債権管理条例の一部改正についても同様の規定でございます。以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第9号の説明を終了します。これから議案第9号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。

只今、議題となっております議案第9号は総務住民常任委員会に付託することにしたい

と思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って議案第9号 美深町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、総務住民常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程第4 議案第10号の提案説明

○議長(南 和博君) 次、日程第4 議案第10号 美深町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長(山口信夫君) 只今、議案第10号でありますけれども、先に9号が上程されておりまして、密接な関係がございます。美深町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定でありますけれども、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。なお、この条例は、個人情報の保護に関する法律の一部改正によりまして改正後の同法が地方公共団体にも適用され、個人情報保護法施行条例を制定することになっておりますので、制定するものでありますけれども、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求の調査審議等を行うための附属機関としての情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続き等について定めるものでありますので、よろしくお願ひ申し上げて原案決定されますようよろしくお願ひ申し上げて提案説明とさせていただきます。

○議長(南 和博君) 今泉副町長。

○副町長(今泉和司君) それでは議案の説明をさせていただきますので、議案書4ページからになります。議案第10号 美深町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。美深町情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように定める。16条からなる条例を定めようとするものでございまして、この審査会につきましては、現行情報公開条例の中、第12条に規定されておりますけれども、この中で必要な事項を定めてきておりまして、規則ですね。審査会については規則で定められていたということですが、先ほど町長から説明があった通り附属機関として設置をしなければならないということで、これは法律で定められてございます。従いまして、附属機関ということになりますので、条例でこれを定めるということになります。第1条は趣旨規定でございまして、これは手続き等について、ここで定めますよという趣旨規定でございまして、第2条が設置規定でございまして、この審査会を置くにあたっての事務をここに第1号から第4号まで規定されております。このあと出てきます所掌事項にもかかるわけですが、1つ

が美深町の情報公開条例、これにかかる事務。次が新たに改正をされました個人情報保護法ですね。これにかかる審査請求にかかる調査審議を行うということです。第3号が先ほど説明致しました施行条例ですね。この中で推進、情報保護に関する事務の推進にあたっての必要な諮問に応じて審議をするという部分でございます。そして第4号が、これ議会の方でも保護条例制定いたしますので、その議会の保護条例にかかる調査審議に関することを行うというこういった4号に定める事務を行うために審査会を置くという規定でございます。第3条が定義。それぞれが諮問庁から第3号の個人情報保護法、保護情報ですね。保有個人情報ですね。それぞれここに定義づけ致しまして、この条例の中で運営していくということでございます。第4条が所掌事項でございます、これが先ほど設置にかかる4つの事務がございましたけれども、これをそれぞれここに規定をしてございます。審査請求にかかる1つが不作為があった場合の審査請求に係る諮問事項とそれともう1つがいわゆる個人情報の適正な扱いに関する事項ですね。この2点がございまして、第1号と第2号がこれ情報公開条例にかかる部分、3号と4号が個人情報保護法ですね。にかかる部分でございます、町の先ほど説明いたしました保護条例にかかる審査請求によるものでございます。それと第5号と第6号が議会の保護条例、これにおけるその審査請求にかかる事項と適正な扱いの確保にかかる事項ということで、それぞれ3つの条例を2つずつ規定をしてございます。第1号から第6号でございます。次、第5条以降が審査会に関する組織に関する規定でございまして、第5条が審査会の組織で、委員3人をもって行うと。学識経験を有する者から町長が委嘱をし、2年で再任を妨げない。補欠の委員の人数については在任期間ですよという規定でございまして。会長は委員の互選により選出するという内容でございます。第7条以降が調査審議にかかる規定を謳ってございまして、審議についてはこの条例の定めるところに実施しますと。以降第8条からずっと最後までですね。これは審査会の調査権限ですとか、あるいは意見の陳述、さらには資料等の提出、これらの事項についてそれぞれ規定をするものでございます。この審査会の調査手続きについては非公開で行うということでございますけれども、これが答申があった時については、それぞれこの答申については公開をするというそういった規定になってございます。この部分についても現行規則で定めている内容と同様の内容で規定するものでございます。第14条ですね。第14条の規定につきましては、これは不作為等の審査等にかかるものではなくて個人情報の適正な取り扱いの確保に関する調査事項ということで1条設けておりまして、関係者以外からの資料の提供ですとか、意見の開陳、説明そういった必要な協力を求めることが出来るという広く一般的にですね。意見を聴取することが出来るという規定をここにに入れてございます。第15条はこれ委任規定でございまして、運営に関して必要

な事項を会長が審査会に図ってですね。定めるという規定でございます。第16条が罰則規定でございます、これ委員はですね。知り得た情報をですね。漏らしてはならないとありますけれども、これを犯した場合については1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処すると。この規定については町の区域外においても同様ですという内容でございます。附則としまして、施行期日令和5年4月1日施行とするものでございます。第2条が情報公開条例の一部改正でございます。これは情報公開条例をこの規定を適用させるというための第1項の改正で、次の改正、第12条 削除ということでございますけれども、情報公開条例の第12条に審査会に関する事項を謳ってございますけれども、この条例を適用さすということになりますので、従いまして第12条 条文そのものを削除するのではなくて、12条を削除と改める改正となっております。以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第10号の説明を終了します。これから議案第10号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。只今、議題となっております議案第10号は総務住民常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

従って議案第10号 美深町情報公開個人情報保護審査会条例の制定については、総務住民常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程第5 議案第11号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第11号 美深町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第11号でありますけれども、美深町国民健康保険条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この条例は言ってみれば、健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、出産一時金を引き上げる改正でありまして、合わせて産科医療保障制度加入医療機関における出産時に、その掛金分を出産一時金に加算して支給することとなるわけでありまして、その改正を行うものでありますのでよろしくご審議いただき原案決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。9ページからでございます。

議案第11号 美深町国民健康保険条例の一部改正について。美深町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。資料をお付けしてございますので、1枚めくっていただきまして、10ページ新旧対照表でございます。出産一時金支給に関する規定ということで第6条の改正となっております。先ほど、町長からご説明あった通り健康保険法の施行令が改正されまして、支給額が42万円から50万円になるというようなそういった改正でございまして、2月1日には公表をされているということでございます。まず現行の規定42万円を支給すると規定してございますけれども、この額につきましては、産科医療保障制度の加入掛金を加算した額として規定してございます。改正案ということで、改正につきましては健康保険法施行令の規定にですね。準じた条文としていくということで支給額を産科医療制度の加入掛金の加算額を差し引いた金額。加算額1万2千円ございますので、それを差し引いた48万8千円と規定するものでございます。そして条文但し書きにですね。これを加えまして、政令第36条を引用いたしまして3万円を上限として加算する旨を規定し、その支給要件につきましては、額は規則で定めると改めるものでございます。規則でどのように謳うのかということでもありますけれども、政令第36条に規定する出産であると認められた場合については、加算額を支給要件とするということでございます。この要件というのが産科医療保障制度加入医療機関における出産ということになります。この制度加入の掛金が現行1万2千円と先ほど言いました通りでありますので、この額を加算した総額50万円を支給するということになります。附則が第1項が施行期日で令和5年4月1日を施行日と致します。第2項は経過措置で出産日がこの条例の施行前であった場合については、これは改正前の規定が適用されますということでございます。以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第11号の説明を終了します。

◎日程第6 議案第12号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第12号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第12号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についての提案説明でありますけれども、この制度については町内で働く勤労者の福祉の向上と定着を図るため北海道労働金庫の運用原資として預託し、勤労者の福祉資金として貸し付けを行うものでありまして、令和5年度に預託する金額及び融資限度額を定

めようとするものでありますので、よろしくご審議いただき原案決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の最終ページ11ページお開きいただきたいと思います。議案第12号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について。美深町勤労者福祉資金融資条例に基づく預託金及び融資限度額を令和5年4月1日から次の通りとする。1、預託金500万円。2、預託金融機関北海道労働金庫名寄支店。3、融資限度額750万円。以上でございます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第12号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） この事業の本年度の利用状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） こちらの制度の令和4年度の実績としましては、利用はなかったという実績となっております。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 折角の制度ですので、何か色々その周知等もしながら使って頂ける方向になればいいかなとは思うのですが、それらについての計画ございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） 制度のPRについてかということだと思いますけれども、例年ですね。町の広報を使つてのPRを当然しておりますので、そちらをご覧くださいのどと防災情報端末機ですとか、あるいはこちら労働金庫さんの制度となっておりますので、そちらを通じた勤労者への周知というものを今後も継続してもう少し充実できるものは相談しながら進めていければと思っております。

○6番（藤原芳幸君） はい、わかりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 私の記憶も定かではないのですが、ここ何年も融資の実態がゼロに近いというような形であったのかなと思いますが、この資金融資のこの条例そのものの目的がもう既に終わったものであれば条例を改正するなり、ここに必要な部分があるとしたら新たな制度として立ち上げるようなことも必要ではないかと思いますが、その辺の考

え方だけちょっとお聞きしたい。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） 議員おっしゃる通りですね。ここ何年もというか、確か平成28年ぐらいが最終の返済者があったというところが実績としてあるのかなと思っております。おっしゃる通り長年ちょっと利用がないということが課題かと思っておりますので、今後労働金庫さんとも協議しながら検討を加える部分が必要であれば検討していきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第12号について採決します。議案第12号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第12号は可決されました。只今から暫時休憩します。再開は概ね13時、午後1時と致します。

休憩 午前11時44分

再開 午後12時59分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。

◎日程第7 議案第13号及び議案第14号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第13号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第9号）及び議案第14号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）を一括して議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第13号及び議案第14号で提出しております一般会計及び介護保険特別会計の補正予算について一括して提案説明を申し上げます。まず補正予算の関係については、議案第13号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第9号）でありますけれども、今回の補正につきましては年度末ということであり、事業量の増減や入札減等の整理のほか、修繕や光熱水費の追加、負担金、補助金、交付金、過年度事業の清算に

伴う返還金。さらにはふるさと納税の寄附金積み立てなどについて整理を致すものであります。新型コロナウイルス感染症緊急対策の第12弾で実施しておりました省エネルギー照明導入推進事業は一般家庭向け事業の完了に伴って補助金を整理するほか、新たに商業事業所並びに農業用施設にも対象を拡大して実施し、ゼロカーボン推進とエネルギーの高騰下における経営支援も図って参るものであります。歳入につきましては、ただいま申し上げました歳出予算に係る特定財源のほか、まちづくり応援寄付金やJクレジットなどの財産の売り払い収入。森林災害保険金について整理をするものであります。なお森林環境整備基金については、令和4年度の充当事業を整理するため既積立て分から繰り入れを致します。また先ほど説明した省エネルギー照明導入推進事業については、第2表の通り繰越明許費として定めるものでありますので、ご理解を賜っておきたいと思っております。なお、債務負担行為につきましては、第3表のとおり3件の追加、さらに町債では第4表のとおり事業費の確定に合わせて過疎債1件の借入額の変更を行うものであります。以上によりまして一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ937万5千円を減額して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ53億2,188万円となるものであります。次に、議案第14号で提案しております令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げますけれども、今回の補正は居宅サービス、施設サービスや地域密着型介護サービスなどサービス給付費の増減見込みと、これに伴う充当財源について補正を行うものであります。それによりまして介護保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ1,750万円を減額して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億9,234万3千円となるものでございます。以上、一般会計及び介護保険特別会計の補正について説明を申し上げます。よろしくご審議いただき原案決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは別冊で配布しております議案第13号の説明を致します。議案第13号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第9号）令和4年度美深町一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 中江保健福祉課長。

○保健福祉課長（中江勝規君） 続いて、議案第14号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第14号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）令和4年 美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（南 和博君） 以上で議案第13号及び議案第14号の説明を終了します。

◎日程第8 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第8 休会日の決定の件を議題とします。

14日から16日までの3日間を議案調査並びに予算特別委員会による新年度予算の審査のため休会にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って14日から16日までの3日間は休会とすることに決定しました。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後1時52分

令和5年第1回定例会
美深町議会会議録
第3号（令和5年3月17日）

◎議事日程（第3号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第2号 委員会報告 令和5年度美深町一般会計予算
- 第 3 議案第3号 委員会報告 令和5年度美深町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第4号 委員会報告 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第 5 議案第5号 委員会報告 令和5年度美深町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第6号 委員会報告 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算
- 第 7 議案第7号 委員会報告 令和5年度美深町下水道特別会計予算
- 第 8 議案第8号 委員会報告 令和5年度美深町中央簡易水道会計予算
- 第 9 議案第9号 委員会報告 美深町個人情報保護に関する法律施行条例の制定
について
- 第10 議案第10号 委員会報告 美深町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定
について
- 第11 議案第11号 美深町国民健康保険条例の一部改正について
- 第12 議案第13号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第9号）
- 第13 議案第14号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第14 発議第1号 美深町議会委員会条例の一部改正について
- 第15 発議第2号 美深町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第16 発議第3号 美深町議会傍聴規則の一部改正について
- 第17 議案第15号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第1号）

◎出席議員（10名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 名 取 明 美 君 | 2番 田 中 真奈美 君 |
| 3番 和 田 健 君 | 4番 欠 員 |
| 5番 岩 崎 泰 好 君 | 6番 藤 原 芳 幸 君 |
| 7番 小 口 英 治 君 | 8番 中 野 勇 治 君 |
| 9番 荒 川 賢 一 君 | 10番 齊 藤 和 信 君 |
| 11番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	桜木健一君
保健福祉課長	中江勝規君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	建設水道課上席主幹	竹田哲君
会計管理者	後藤裕幸君	総務グループ主幹	小林一仙君
企画グループ主幹	小野勇二君	生活環境グループ主幹	内山徹君
税務グループ主幹	中林秀文君	保健福祉グループ主幹	和田政則君
農業グループ主幹	前田直久君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長職務代理者	安喰俊博君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	元岡友之君	教育グループ主幹	前田貴也君

◎農業委員会

事務局長 山崎義典君

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	望月清貴君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	望月清貴君	事務局副主幹	丹伊田和博君
------	-------	--------	--------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので只今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告を致します。総務住民常任委員会が3月13日に開かれ付託事件2件の審査を行い、議長宛に藤原委員長から審査報告が提出されており、本日の会議に付議しております。また予算特別委員会が3月15日と16日に開かれ、付託事件の審査を終了し議長宛に荒川委員長から委員会報告が提出され、本日の会議に付議しております。次に追加議案について申し上げます。議会側から規則の一部改正にかかる発議1件です。次に休会中に受理した報告書について申し上げます。代表監査委員から3月実施の例月出納検査報告書1件、これにつきましてはお手元に写しを配布しております。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第2号 委員会報告 令和5年度美深町一般会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第2 議案第2号 令和5年度美深町一般会計予算乃至日程第8 議案第8号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計予算を議題とします。令和5年度の各会計予算7件は、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会に付託していましたが審査が終了した旨、委員長から報告がありました。本件について委員会審査の結果を委員長から一括してご報告いただきます。

9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） それでは令和5年度予算案に関わる審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。本特別委員会は3月2日に付託されました。議案第2号乃至議案第8号 令和5年度美深町一般会計予算及び5特別会計予算並びに中央簡易水道事業会計予算について15日及び16日の2日間にわたり審査を行いました。審査の経過につきましては、議長を除く全議員で構成する委員会でありますので省略をさせていただきます。審査の結果につきましてご報告を申し上げます。議案第2号 令和5年度美深町一般会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第3号

令和5年度美深町国民健康保険特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第4号 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第5号 令和5年度美深町介護保険特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第6号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第7号 令和5年度美深町下水道事業特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第8号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。令和5年度の各会計の予算審査にあたり各委員から指摘のあった事項につきましては、改善や検討に努められ今後の予算執行にあたり十分留意して頂くことを理事者側に申し上げ、予算特別委員会の審査報告と致します。

○議長（南 和博君） 予算特別委員会の報告は議案第2号 令和5年度美深町一般会計予算乃至議案第8号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計予算は原案可決すべきものという報告です。予算特別委員会は議長を除く全議員で構成する委員会です。従って、質疑討論を省略し採決を行います。この採決は起立をもって行います。はじめに議案第2号 令和5年度美深町一般会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って議案第2号は、原案の通り可決されました。

◎日程第3 議案第3号 委員会報告 令和5年度美深町国民健康保険特別会計
予算

○議長（南 和博君） 次、議案第3号 令和5年度美深町国民健康保険特別会計予算について、原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第3号は原案の通り可決されました。

◎日程第4 議案第4号 委員会報告 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別
会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第4号 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。従って、議案第4号は原案の通り可決されました。

◎日程第5 議案第5号 委員会報告 令和5年度美深町介護保険特別会計予算

○議長(南 和博君) 次、議案第5号 令和5年度美深町介護保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。従って議案第5号は原案の通り可決されました。

◎日程第6 議案第6号 委員会報告 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算

○議長(南 和博君) 次、議案第6号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。従って議案第6号は原案の通り可決されました。

◎日程第7 議案第7号 委員会報告 令和5年度美深町下水道事業特別会計予算

○議長(南 和博君) 次、議案第7号 令和5年度美深町下水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。従って議案第7号は原案の通り可決されました。

◎日程第8 議案第8号 委員会報告 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計予算

○議長(南 和博君) 次、議案第8号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。従って、議案第8号は原案の通り可決されました。

◎日程第9 議案第9号 委員会報告 美深町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長(南 和博君) 次、日程第9 議案第9号美深町個人情報の保護に関する法律施

行条例の制定について及び日程第10 議案第10号美深町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを一括議題とします。これら2件については総務住民常任委員会に付託しておりましたが、委員長から審査を終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果についてご報告願います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 総務住民常任委員会の審査報告を申し上げます。本委員会では令和5年第1回定例会において付託されました議案第9号 美深町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。並びに議案第10号 美深町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。この2議案について審査を終了しましたので、会議規則第77条の規定によって報告するものであります。両議案は3月13日、担当部署からの改めて説明を求めて行ったものであります。審査の中では個人情報保護に関する審査会の組織の中身だとか人選等について質問がされましたが、ここに謳われております条例に沿ってしっかりと対応できる等確認がなされまして、最終的には全員一致で両条例とも原案可決すべきものとして結審をしております。ご報告を申し上げますとともに議員皆様のご賛同をよろしく願います。

○議長（南 和博君） 只今、委員長報告が終わりましたので議案第9号及び議案第10号についてそれぞれ質疑・討論・採決を行います。初めに、議案第9号 美深町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。委員長報告について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第9号について採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 美深町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第9号は委員長報告の通り可決されました。

◎日程第10 議案第10号 委員長報告 美深町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（南 和博君） 次に、議案第10号 委員長報告 美深町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第10号について採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 美深町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第10号は委員長報告の通り可決されました。

◎日程第11 議案第11号 美深町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第11号 美深町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第11号について採決します。議案第11号 美深町国民健康保険条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第11号は可決されました。

◎日程第12 議案第13号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第9号）

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第13号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 14ページになります。衛生費18節の省エネルギー照明導入推進事業補助金ですが、商工関係それから福祉施設関係、建設関係でしたか。省エネの関係の補助ということですが、日程含めどのような段取りをお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） 省エネルギー照明導入推進事業の関係ですけれども、スケジュールというご質問でありますので、大まかな予定をお答えしたいと思います。今日この議案が可決されれば、すぐに要綱制定等しまして、周知に入りたいと思っております。それで対象の期間としましては、9月30日までを対象期間として予定していると

ころでございます。ただですね。この繰越予算となる関係から補助の申請の期間を一定程度今年度末ということで、もう3月末を一定の申請期限として受け付けをしていきたいなと考えております。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） ということは3月末までということですか。申請期間。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） はい。3月末で一度受付を終えていきたいと。その後繰り越して工事期間は9月末までという予定で考えております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） その問題もあったのですけれども、1つは今のあれば周知の期間そんなんで大丈夫なのですか。これだけの予算あれするのに。何でこれ年度、それこそ年度を繰り越して周知して締め切り日に出来ないのか、その辺の理由だけ聞かせてください。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） これ令和4年度のコロナの交付金事業を活用して実施するものでありますけれども、あくまでも国の交付金の中身としましては、令和4年度中に事業を着手したのものについて繰り越して実施できるというものになっておりまして、今回先行して実施した一般家庭のLED事業について予算が全額使われなかったということもあって事業拡大することになったのですけれども、それに伴って拡大する農業施設、商工業の事業所それから福祉施設、これ一旦3月末までに受け付けはそこで事業の申し込みはいただいて、あと実施する期間については年度繰り越してできますので、今小野主幹が答えたように9月くらいまで事業期間をとる中で、それぞれ色々工事等時間がかかると思いますので、そういったことで進めたいと思っております。あらかじめですね。今日、決定になりましたらすぐに各関係機関に周知をしてそのとりまとめをしていきたいという流れであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 3回しか出来ないのだけれども、あまりにも周知の期間が短すぎませんか。これは予算が余ったからそれを流用してさらにこちらに向けるというような説明だったけど、来年度の中でこの事業というのは、国からお金を出してもらうような仕組みにはなっていないのですか。今年度限りなのですか。ちょっとその募集の期間があまりにも短すぎる。10日間。なんぼ頑張ったって10日間ですよ。それでこれだけの事業所、商工で34、福祉で4、農業19だって書いてあるのだけれども、その申し込み申請が本当に可能なのだろうか。ちょっとあまりにも無理がありすぎるんじゃないかと思うと

ころと、もう1点聞きたかったことは、前回のその個人の部分で、申し込み期限が業者側の考え方としては、工事が完了するのがその最終日だと。だからギリギリに申し込まれても、それは出来ないというようなそんな見解で色々あったという話も聞きますが、その辺のことについてはどのように整理されているのか、その2点ちょっと聞きます。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） まずコロナの交付金の繰越の関係ですけれども、令和2年と令和3年については、あらかじめその年度で交付の決定を受けたものについて、事前に来年に繰り越して使用できるという申請ができるようになっていたので、令和2年と令和3年については、例えば5,000万円交付決定を受けた内、1,000万円は来年やりますということで、その年度で交付の決定を受けないで使うことが出来たのですよね。今年度については、当初交付の決定を受けた時に来年度にあらかじめ繰り越すことが出来ないっていう交付金だったのですよね。だから交付を受けた全額を今年度の予算で全部充当して第12弾までの事業を組んだんですけれども、それ以降実施している中で、一部は来年に繰り越していいですよという国の方の方針が出てきましたので、使い切らなかった部分については、あくまでも今年度の事業を来年に繰り越すという形になるので、令和2年と3年はあらかじめ来年使うということでやるので、翌年度の事業で予算を組んで出来たのですけれども、今年度については、それが出来ないということでちょっと変則的な交付金の充当の仕方になってしまうわけです。そのため、どうしても今補正して、受付して来年繰り越して事業を実施するというので、ちょっと令和2年、3年と同じような扱いが出来なかったために、こういった扱いになってしまったということで交付金を整理しているということです。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 今、ご質問いただきました2点目の住宅の補助事業の期日の関係だと思いますが、そちらにつきましてもおっしゃる通りそういうちょっと言葉のやり取りの違うというかがあったのは事実です。1月末で事業の完了をどこにするのか。といったところで補助事業としましては、事業の完了としては支払いが終わって、そこで初めて事業費が確定するものですから、それが事業の完了、最終だったのですけれども、そこに来てちょっと補助事業を受ける住宅の持ち主の方が申請していれば大丈夫なのかといったそのやり取りの違いと。うちの方からも電気屋さんを通じて、そこが期限ですよといったところの周知の徹底はして足りなかった部分は否めなかったなと考えております。ただ業者さんの方にもちょっとご苦勞をお願いしまして、持っている在庫や何かで対応していたことで業者さんを違うところに回していただくですとか、そういっ

た対応をしていただきまして、こちらの方としましては、申請された方につきましては、対応できたと考えております。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） それとですね。今回のこの追加の補助金、商工業関係、農業関係それから福祉施設関係ですね。取りまとめ期間が短くなるということもありまして、あらかじめそれぞれ対象となる方に、そういった短い期間でやりますということ周知して、ある程度取りまとめに準備してもらおうというようなやり方で進めているところなので、何とか3月中に。受け付けは3月中にしていきたいなと考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 内山さんの方のことは理解できました。ただ今、答弁の追加のところにあった事前に周知をしてということは、あっていいことなのですかね。事業は議会で議決をされて初めてそこで物事が始まっていくのが通例だと思います。これ議会で否決されたらどうするのですか。このあたりちょっと違うのではないですかね。むしろですよ。前の事業で余っているお金があったということについて、周知期間が少ないということは当然分かっている状況であるのであれば、臨時会を2月に開くなり3月のこの定例が始まる前にかけて有効に使うべく審議を図るのが普通じゃないですか。10日間、どのぐらいで出す。早急に出すと言っているけれど、皆さんに周知する期間で、あまりにも短すぎるのではないですか。折角良い事業であるのにですね。その辺のところどう考えていますか。これで3問目ですからこれで終わりますけれども。どう考えておられるのか。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 各事業者、関係者の周知についてあくまでもこの議案が通った場合ということと、あと事業量がどのぐらいになりますかということでの周知ということになっておりますので、実施を前提といいますか、あくまでもやはり議会の通った場合にそのように実施するということが、まず前提になっておりますので、その辺はご理解いただきたいところなのですけれども、あと元々の一般家庭の省エネルギー事業が2月末が事業の完了になっておりましたので、その確定を受けて大体見込みとしては補助金を使い切らないという部分もありましたので、そこから事業の内容を確定していくということもありましたので、ちょっと臨時会等でやるのがちょっと難しいというような状況でございました。以上です。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） ちょっと補足させていただきますけれども、あらかじめ取り

まとめたというのが正しいのかどうかちょっと分からないですけども、あらかじめこういう要望ありますかという希望調査みたいなものを取っていますので、その時点ではある程度事業量を掴んで今回の予算になっているということですから、その点のご理解いただけるかなと思うのですね。あと今回の繰越事業で使ってもいいですよという国の方針が出たのが、早くから出ていけばいいのですけれども、多分全国で色んなこういう事例があって、余るところ勿体ないので何とかならないのかという要望があって国が動いたのだと思うのですけれども、繰越してもいいですよと出たのがそんなに前の話ではなかったものですから、あらかじめその臨時会を開くだとかということでは間に合わないというかギリギリの日程で今回の補正を出してきたということになるものですから、日程的なこともちょっとその辺、繰越事業の決定してからのその補正予算というところもご理解いただけないかなと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私も一言やっぱり言わないとあれだと思っただけけれども。アンケート調査は確かに商工会を通してきました。それはそういう計画があるかないかと。私の回答は補助金次第と丸印つけて出したのですけれども、出したからアンケートで仕分けしたというのは、そういう意味で言うところどこまで仕分けしているか私は大変疑問です。いずれにしてもですね。これはやっぱり周知期間としては大変短い。どのような、もう印刷があがって、すぐ明日からでも配れるような状況になっているのかどうなのか。その辺の段取りはもう既に刷り終わってもう明日からでも配れるのですか。そこをちょっと確認しておきます。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） 私の方は商工業の関連ということでお答えしたいと思っておりますけれども、一定程度商工会と協議ということを準備してしまして、本日中に事務的な準備をして明日周知と言いますか、ファックスの配信と郵便物については2、3日かかるということになりますから、月曜日になってしまうと思いますが、そのような予定で明日か来週月曜日には、商工会の会員につきましては直接案内が出来るかなと準備しています。その他、一般の方もおりますので、その方については防災情報端末機を利用して配信をしていきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 同じことを僕も聞こうと思ったのですけれども、折角指名していただきましたので。商工会に関しては今言った形、僕も状況は分かっているのですけれども、ただ前回商工会の会員以外の事業者はどうするんだという話もあって、そこら辺も

今回はしっかり配慮しているのかなと思うのですけれども、今回のやつだけ見ると福祉や農業も含めて経営されている方色々幅広く対応されているということであれば、今ちょっと商業に関してはあったのですけれども、他の部分に関してもその周知体制がこれ決定した後にはどうなっているのか。とりまとめは別として全体に対しての周知体制というものも他の部門についてもお聞きしたいのと、あと先ほどの主幹の方の今年の状況に応じたその仕組みの話もされておりましたけれども、ちょっと確認なのですけれども、今月一杯と3月一杯となっているのは、3月一杯の中で申し込みをして当然工事費等を全部確定したものだけが今回の対象になると。そして工事そのものはその後になっても大丈夫ですよということなのか、申し込みだけして実際工事費が発生した部分に関しては後から清算となるとこれ来年度の話になっちゃうので、その辺の区切りが多分あって3月一杯の中ですべてのごことを確定をしたものを対象とするというように聞こえたのですけれども、ちょっとそこだけ確認したいと思います。

○議長（南 和博君） 山崎農務課長。

○農務課長（山崎義典君） 商業以外ということで農業の関係お話をさせていただきます。このLED化の拡充、農業用施設という部分につきましては、農協さんの方でご協力をいただきまして、こちらの方もLEDの設置希望ということでどういうところに付けるか、数であるとかですね。そういうところについて事前調査をさせて頂いているところです。それで今日ですね。議会の方の可決頂けましたらすぐに要綱を制定いたしまして、明日からでもすぐ通知をしていきたい。また時間がかかるようでしたら電話連絡等含めてですね。ご連絡をしていくという考えでございます。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） ご質問の補助の進め方なのですけれども、あくまでも3月中については希望のある方、そこで意思表示をしてもらおうということでの申請をしてもらおうということになります。実施は4月以降、それぞれ実施して頂いて、変更がありましたらですね。補助の申請に対しての変更を出してもらって最終的には実施したもので確定していくということで進めたいと思っております。これ国の省エネルギーの価格高騰対策の緊急対策ということで、令和4年に出てきた交付金でありまして、なるべく早い段階で皆さん実施して頂いて、なるべく早くその効果出るように進めてほしいなと思っております。一応今9月と申しましたけれども、どんどん早めにやってほしいなと考えております。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 福祉施設に関しましては数が限られてございま

すので、個別に速やかに対応して参りたいと思います。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 今の話聞いた中でですね。いわゆるまず地元の電気屋さんを使うのかというのが1点と、それと見積書というものがその申請書に必要なのかということと、あくまでも私は手を挙げますと、この事業をやりたいですとって役場の方に申請さえしておけば、3月中にしておけば通るものなのか、その点だけちょっとお聞かせください。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 3月中に見積もりが取れてですね。大まかな金額が分かれば添付して頂いてもいいのですけれども、上限額も決まっておりますので、例えば商工業の場合は平米あたり2,600円と設定をしておりますので、設置する事務所の面積あたりの上限額で申請することも可能ですし、それは実際実施した場合はかかった部分の半分という決まりになっておりますので、後々そこで変更申請はしてもらおうということになります。一応ですね。原則としては町内の業者を使ってほしいと。ただですね。数が多いということと、例えば農業なんかですと牛舎だとかそういうところだと工事しなければならぬということもあるので、その対応できる業者がどうしてもないとかそういう場合については、原則町内ですので、それ以外も認めていくということになるかなと思います。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。一括継続なので。先ほど、手挙げられましたよね。

○7番（小口英治君） 収入の分ちょっとやりたいのですが。

○議長（南 和博君） いや、駄目です。一括継続なので。いっぺんにやってもらわないと。他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第13号について採決します。議案第13号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第9号）について賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。従って、議案第13号は可決されました。

◎日程第13 議案第14号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算
(第4号)

○議長(南 和博君) 次、日程第13 議案第14号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 名取君。

○1番(名取明美君) ページ数8ページ。区分11。役務費のところ。主治医の医師の意見書作成のところ。令和4年度主治医の医師の意見書を1年間しなくてもいいという説明がありました。担当課の説明がありました。令和5年度については、どのようなになっているのかお答えをお願いします。

○議長(南 和博君) 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹(和田政則君) 介護保険の認定関係につきましては、コロナの影響によってですね。調査出来なかったり、病院に掛かれなかったりということがございますので、そういう蔓延の状況ですと1年間延長で出来るというような制度がございます。令和5年度もですね。コロナの蔓延の状況によっては延長をかけることは可能でございます。

○議長(南 和博君) 1番 名取君。

○1番(名取明美君) まだ令和5年度については、まだ分からないということですね。

○議長(南 和博君) 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹(和田政則君) 介護認定期間が定まっています。通常その期間満了の前にですね。更新申請するのですけれども、そのコロナの状況によっては認定期間を1年間延長することが出来るのですよね。今年令和4年度に認定期間満了となる人がもしいたとして、コロナの状況によって更新の手続きが出来ないという場合は12カ月間、1年間延長することが出来て、今度令和5年度に更新の手続きを取ることになるのですけれども、令和5年度もですね。そのコロナが蔓延しているような状況であればさらに12カ月、1年間認定期間を延長することが出来るというようなことでございます。

○1番(名取明美君) 分かりました。ありがとうございます。

○議長(南 和博君) 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第14号について採決します。議案第14号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算(第4号)について

賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って議案第14号は可決されました。

◎日程第14 発議第1号 美深町議会委員会条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第14 発議第1号 美深町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

これから発議第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから発議第1号について採決します。発議第1号 美深町議会委員会条例の一部改正について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、発議第1号は原案の通り可決されました。

◎日程第15 発議第2号 美深町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長(南 和博君) 次、日程第15 発議第2号 美深町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。これから発議第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから発議第2号について採決します。発議第2号 美深町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、発議第2号は原案の通り可決されました。

◎日程第16 発議第3号 美深町議会傍聴規則の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第16 発議第3号 美深町議会傍聴規則の一部改正についてを議題とします。本件の提出者は小口議員、賛成者は藤原、岩崎、和田、名取各議

員です。この際、提出者の小口議員から本件について提案説明をいただきます。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 美深町議会傍聴規則の一部改正について。発議第3号 提出者、私小口。賛成者、藤原、岩崎、和田、名取の各議員です。上記の議案を別紙の通り地方自治法第112条及び会議規則14条の規定により提出いたします。9ページを開いてください。美深町議会傍聴規則の新旧対照表を提示させていただきますので、そちらを説明に代えさせていただきます。現行7条の（1）銃器、棒、つえとありますが、つえの部分削除、それとその後段または迷惑を及ぼす恐れのあるものを携帯している者とありますが、この恐れという漢字をひらがなに置き換えるものです。健康上の理由等によりつえを携帯する必要がある傍聴人の入場が見込まれることから、当該文章を削除するものであります。また恐れの部分に対しては、内閣法制局平成22年度11月30日。法令における漢字使用等において通知がありましたので、常用漢字表にあるものであっても、かなで表記するものとなっておりますので、それをひらがなに訂正するものです。以上、ご賛同賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから発議第3号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから発議第3号について採決します。発議第3号 美深町議会傍聴規則の一部改正について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、発議第3号は原案の通り可決されました。只今から暫時休憩いたします。再開は午前11時と致します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時58分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。

諸般の報告を行います。休憩中に議会運営委員会が開かれ長側から補正予算1件の追加議案が提出されております。

すでにお手元に配布しております議事日程表に、日程第17 議案第15号 令和5年

度美深町一般会計補正予算（第1号）を各自で追加記載くださいますようお願い致します。

◎日程第17 議案第15号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、只今追加しました日程第17 議案第15号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 追加議案の説明を申し上げます。一般会計（第1号）でありますけれども、これは令和5年度の一般会計補正予算（第1号）でありますけれども、これは新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業について現行の特例臨時接種の実施期間が令和5年度末まで1年延長されることになったことから、美深町が実施する集団接種等の経費について追加をし感染予防対策に万全を期して参りたいとこのように考えているわけでありまして。なお、追加補正にかかる財源等については、全額国庫支出金を充てて整理することにしております。以上によりまして一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ4,441万5千円を追加して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ48億4,441万5千円となるものであります。よろしくご審議いただき決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは議案第15号を説明致します。議案第15号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第1号）令和5年度美深町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 提出者の説明が終わりましたので、これから議案第15号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 今の課長の説明ではですね。いわゆる重症化率の高い人と高齢者については年2回受ける形になりますよね。説明では。そうすると、重症化率の低いとか若い方だとかそういう方は年1回となると思うのですけれども、その対象人数というのはどのような形で考えておられるのか、その点だけ教えてください。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 今回のコロナワクチン接種の対象人数でございます。春・夏接種、こちら65歳以上の高齢者ですとか、基礎疾患がある人が対象となります。この春・夏接種で全体で2,100人を見込んでおります。そして秋冬接種、こ

ら1回目、2回目の接種が終わった方すべてが対象となるわけですが、この時には3,100人の接種を見込んでいるところです。それで合計しますと5,200人、それと小児、乳幼児の接種100人合わせまして、年間で5,300人の接種を見込んでいるところです。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） そうすると今説明を受けた中ですね。いわゆる小さな子ども、小児ですね。100人という枠があるわけですがけれども、この枠はやはり前回と一緒に、どこか下川の病院かどこかで受ける形になるのですか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 小児、乳幼児ともですね。これまで同様下川の病院で接種をすることになります。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから議案第15号に関し討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第15号について採決します。議案第15号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第15号は可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。これで令和5年第1回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

ここで町長並びに町議会議員の任期満了に伴い、ご挨拶を申し上げたいと思います。

まず山口町長よろしくお願いたします。

○町長（山口信夫君） 議長から登壇を許されましたので、最後のご挨拶を申し上げたいと思っているわけでございます。最後になるかどうかわかりませんがよろしくお願いたしたいと思います。考えてみれば本当に4期16年間、長かったのかな、短かったのかな。それは皆さんの判断に任せるのですけれども、自分としては精一杯やったつもりであります。そんなことで信頼されるまち、そういうことをテーマにしながら全力で投球したつもりでありますけれども、その辺の評価は町民に任せたいなと思っているわけでございます。顧みますと1964年の役場職員としての採用でありました。それ以来の奉職でありますから、約60年間近くこの役場にいたのかなとそう思っているわけでございます。39年でありますから64年と1964年といいますか当時の東京オリンピックのちょう

ど年でありました。札幌が冬季のオリンピック、2030年でどうなるか。非常に関心があるところではないのかなとこう思っておりますけれども、その間札幌であったり長野であったり東京であったり、こう色々変遷があったなと知っているわけでございます。しかしながら開拓行政といいますか、まだ昭和39年当時を振り返ってみると、ちょうど西尾先生が町長をやっておりまして20年、その後の長谷部町政20年、そして岩木町政20年、こう約60年ぐらいたったのですけれども、本当にどういう訳か私も役場の職員に採用になって、そのころは開拓行政といいますか、開拓行政も残っておりまして、まだJRといいますか、私も隣の村から通うような生活をしていたわけですが、西尾先生の最後の採用といいますか、そんな関係でありまして採用になったと。奉職、美深町役場に奉職になったと。その間色々なことがありまして、色々な課も渡り歩いたのですけれども、その間、働く者の力にもなりたいたいという時期も一時ありまして、そういう経験も積ませてもらって、その後皆さんの力といいますか、町民の気持ちの中でお前も頑張ってみれやというようなこともありまして、町政に挑戦をすることになったわけですが、その間1期、2期、3期、こう良かったのか悪かったのか、時代は様変わりしたなとこう思っております。本当にその間色々なことがあったなとこう思い出すわけですが、歳には勝てないというのか、何と言いますかね。時代についていけないというのか、今の世の中非常に情報化、さらには機械化、ITの時代そういうものを想定すると中々難しいな。そして変革の時期を迎えているのではないのかな。そんなことも感じているわけでありまして。そういう意味で退任される議員もおられるのかもしれないけれども、出来ることなら皆さん方がみんな揃って町政に参画をして色々な議論をしてほしいな。それは町民のために頑張ってもらいたい。そんな気持ちであります。いずれにしても町民のために、また議員の皆様方の応援をいただきながら全力で町政を推進できたことに感謝を申し上げながら退任のご挨拶にしたいなと思っております。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 私からも令和5年第1回定例会の閉会及び議員の任期満了に伴いますご挨拶を申し上げます。平成31年の統一地方選挙から早いもので4年が経とうとしております。この4年間の任期中、3年間は何と言っても新型コロナ禍に翻弄された任期でありました。イベントごとや各種交流事業が中止を余儀なくされ、町民の皆様におかれては本来の日常生活を忘れるほど閉塞感のある3年間だったのではないかと思います。議会活動においても本来まちづくりの議論をしっかりしなければならない期間だったと思いますが、大変消化不良となってしまったことは大変残念だったなと思っております。どうか次期議会はコロナ禍の3年間を払拭するようなまちづくりの議論を進めてほしいなと思っております。

特に人口減少対策については、少子化対策、移住定住対策、人材育成が喫緊の課題として次期議会に引き継いでほしいと思います。さらにはデジタル化、カーボンニュートラル対策についても、理事者側と共々に取り組まなければならない課題であります。財政状況は基金の大幅増で将来に備える準備が出来てはいるとは思いますが、将来に控える公共施設の改修・改築等々が進めば一気に厳しい財政状況が想定されます。その意味でも地方自治体の権利であります、地方交付税の確保に向けた行政運営の安定と稼げるまちづくりが今後重要だと考えています。これらについても次期議会は取り組んでほしいなと思っております。議会改革及び活性化については、議会活動の町民周知の向上、それから議員の成り手不足解消に向けた次期議会構成についての議論を重ねて参ります。その中で議会広報を通じて議会活動の町民への関心度を高めるべく、変革に取り組んで参りました。また一般質問のYouTube配信についても取り組み、今後の益々の発展、進化に期待するところでもあります。またさらに初めて議会施策提言書も町長に提案させていただきました。町の課題を理事者と共有し、今後の施策設計に反映されるように議会の提案機能の制度の醸成が必要だと感じています。昨年、第4回定例会において山口町長が勇退表明されました。これまでの16年間の功績については、小中学校の改築、給食の開始、担い手支援対策、チョウザメ産業化に向けた基礎作り、交通弱者の足の確保対策等々、総合計画を確実に進めたことだと思っております。そして任期中財政の安定を図るべく過疎対策事業債を有効活用するとともに各種基金を大幅に増やしたことは高く評価するところであります。将来の公共施設の改修改築に備える公共施設整備基金及び財政調整基金、さらに減債基金など将来の安定した財政運営のために基金を大幅に増加させるなど美深町の健全経営に注力されたことは山口町政最大の功績の1つであると思っております。山口町長の16年間のご労苦と実績に敬意と感謝を心から申し上げますところであります。結びになりますが、各議員におかれましては、今任期の4年間町政発展のために真摯に議論に取り組んでいただいたことに本当に心から感謝申し上げます。ポテンシャルの高いこの美深町、わがまち美深町の益々の発展を願うとともに町民皆様合わせて理事者、職員の皆様に心から感謝を申し上げます、甚だ簡単ですけれども議長としての任期満了のご挨拶に代えます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上で、全て終了しましたので、これで散会と致します。大変ご苦勞様でした。

閉会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 齊 藤 和 信

署名議員 名 取 明 美